

平成30年 3 月 8 日（木曜日）

第 7 号

## 平成30年第1回北海道議会定例会会議録

## 第7号

平成30年3月8日（木曜日）

## 議事日程 第7号

3月8日午前10時開議

日程第1、議案第1号ないし第97号、第99号及び

第101号ないし第115号

(質疑並びに一般質問)

日程第2、会議案第1号

## ○本日の会議に付した案件

## 1. 日程第1

## 1. 予算特別委員会の設置

## 1. 議案の予算特別委員会付託

## 1. 予算特別委員の選任

## 1. 議案の少子・高齢社会対策特別委員会及び

食と観光対策特別委員会付託

## 1. 議案の常任委員会付託

## 1. 日程第2

## 1. 会議案の総合政策委員会付託

## 出席議員 (97人)

議長 101番 大谷 亨 君

副議長 70番 勝部 賢 志 君

2番 阿知良 寛 美 君

3番 浅野 貴 博 君

4番 安住 太 伸 君

5番 池端 英 昭 君

6番 川澄 宗之介 君

7番 小岩 均 君

8番 内田 尊 之 君

9番 大越 農 子 君

10番 太田 憲 之 君

11番 加藤 貴 弘 君

12番 久保秋 雄 太 君

13番 清水 拓 也 君

14番 千葉 英 也 君

15番 塚本 敏 一 君

16番 道見 泰 憲 君

17番 船橋 賢 二 君

18番 丸岩 浩 二 君

19番 梅尾 要 一 君

20番 菅原 和 忠 君

21番 中川 浩 利 君

22番 畠山 みのり 君

23番 藤川 雅 司 君

24番 白川 祥 二 君

25番 新沼 透 君

26番 赤根 広 介 君

27番 田中 英 樹 君

28番 中野渡 志 穂 君

29番 佐野 弘 美 君

30番 宮川 潤 君

31番 荒当 聖 吾 君

32番 安藤 邦 夫 君

33番 山崎 泉 君

34番 佐藤 伸 弥 君

35番 沖田 清 志 君

36番 笹田 浩 君

37番 松山 丈 史 君

38番 市橋 修 治 君

39番 稲村 久 男 君

40番 梶谷 大 志 君

41番	笠井龍司君	78番	池本柳次君
42番	中野秀敏君	79番	滝口信喜君
43番	野原薫君	80番	須田靖子君
44番	花崎勝君	81番	高橋亨君
45番	三好雅君	82番	佐々木恵美子君
46番	村木中君	83番	三井あき子君
47番	吉川隆雅君	84番	星野高志君
48番	吉田祐樹君	85番	三津丈夫君
49番	佐々木俊雄君	86番	平出陽子君
50番	田中芳憲君	87番	吉田正人君
51番	富原亮君	88番	岩本剛人君
52番	八田盛茂君	89番	遠藤連君
53番	松浦宗信君	91番	加藤礼一君
54番	東国幹君	92番	喜多龍一君
55番	内海英徳君	93番	竹内英順君
56番	大崎誠子君	94番	本間勲君
57番	小畑保則君	95番	伊藤条一君
58番	角谷隆司君	96番	川尻秀之君
59番	小松茂君	98番	神戸典臣君
60番	千葉英守君	99番	高橋文明君
61番	長尾信秀君	100番	和田敬友君
62番	中司哲雄君	欠席議員(2人)	
63番	藤沢澄雄君	1番	菊地葉子君
64番	村田憲俊君	90番	布川義治君
65番	北口雄幸君	欠員(2人)	
66番	小林郁子君	69番	
67番	橋本豊行君	97番	
68番	広田まゆみ君	<hr/>	
71番	中山智康君	出席説明員	
72番	大河昭彦君	知事	高橋はるみ君
73番	志賀谷隆君	副知事	山谷吉宏君
74番	吉井透君	同	辻泰弘君
75番	真下紀子君	同	窪田毅君
76番	森成之君	公営企業管理者	浦本元人君
77番	金岩武吉君	病院事業管理者	鈴木信寛君

総務部長  
 兼北方領土対策  
 本部長 中野祐介君  
 総務部職員監  
 総務部危機管理監 梅田禎氏君  
 総合政策部長 橋本彰人君  
 総合政策部  
 交通企画監 佐藤嘉大君  
 黒田敏之君  
 総合政策部  
 空港戦略推進監 藪紀洋君  
 環境生活部長 小玉俊宏君  
 保健福祉部長 佐藤敏君  
 保健福祉部  
 少子高齢化対策監 佐藤和彦君  
 経済部長 阿部啓二君  
 経済部観光振興監 木本晃君  
 経済部食産業振興監 田辺利信君  
 農政部長 小野塚修一君  
 農政部  
 食の安全推進監 森田良二君  
 水産林務部長 幡宮輝雄君  
 建設部長 渡邊直樹君  
 建設部建築企画監 須田敏則君  
 会計管理者  
 兼出納局長 辺見広幸君  
 企業局長 山岡庸邦君  
 道立病院部長 田中宏之君  
 財政局長 森隆司君  
 財政課長 猪鼻信雄君  
 秘書課長 三橋剛君  
 教育委員会教育長 柴田達夫君  
 教育部長  
 兼教育職員監 佐藤寛君

学校教育監 村上明寛君  
 総務課長 岩渕隆君

選挙管理委員会  
 事務局 清水敬二君

人事委員会  
 事務局 岡田恭一君

警察本部長 和田昭夫君  
 総務部長 池田康則君

札幌市警察部長  
 兼警務部参事官  
 兼サイバーセキュリティ  
 対策本部長 永嶋猛君

総務部参事官  
 兼総務課長 尾辻英一君

労働委員会  
 事務局 中川淳二君

代表監査委員 東陽一君  
 監査委員事務局長 河治勝彦君

収用委員会  
 事務局 鳴海正一君

議会事務局職員出席者

事務局長 赤石剛司君  
 議事課長 小山志津生君  
 議事課主幹 本間治君  
 議事課主査 中澤正和君  
 議事課主任 林幸雄君  
 同 小倉拓也君

午前10時4分開議

○議長大谷亨君 これより本日の会議を開きます。  
 報告をさせます。

---

〔小山議事課長朗読〕

1. 本日の会議録署名議員は、

大崎 誠子 議員

小畑 保則 議員

村木 中 議員

であります。

---

1. 日程第1、議案第1号ないし第97号、第99号及び第101号ないし第115号

（質疑並びに一般質問）

○議長大谷亨君 日程第1、議案第1号ないし第97号、第99号及び第101号ないし第115号を議題とし、質疑並びに一般質問を継続いたします。

笠井龍司君。

○41番笠井龍司君（登壇・拍手）（発言する者あり）おはようございます。

通告に従いまして、順次質問してまいります。

初めに、防災対策について伺います。

先日のような暴風雪などの自然災害や、道東太平洋岸での地震・津波リスクの高まりなど、道民の生命、財産をさまざまな危機から守ることが何にも増して重要で、知事も、道政執行方針において、その必要性について述べられております。

強靱な北海道づくりの推進とともに、防災訓練等、防災教育の重要性の議論は数々ありましたが、中でも、私は、災害への備えに対する道民の意識を醸成する上で、幼少期に着目した取り組みが特に重要と考えるわけであります。

具体的には、防災について学習した子どもたちが、家庭に帰って、学んだ内容を父母や祖父母に伝えるといった副次的効果が期待できるわけであります。

道は、新年度、小学校などで一日防災学校に取り組むとしておりますが、一方で、学校の教育現場での取り組みでありまして、教育担当部局との密接な連携も不可欠と考えます。一日防災学校をどのように実施していくのか、伺います。

さて、四方を海に囲まれ、かつ、多くの山々に抱かれて暮らす私たち道民は、豊かな自然に容易に触れられる環境にあります。こうしたかけがえのない環境は私たちの誇りでもありますが、一方で、自然体験は、時に、道民はもとより、国内外の方々の痛ましい事故にもつながります。

そこで伺います。

先日、道内の山岳遭難事故の増加について報道されておりましたけれども、事故が頻繁に発生しているところと、そうでないところがあると考えます。

道は、本道における登山による遭難事故の発生場所など、発生状況の特徴についてどのように認識し、これまで、いかに対応してきたか、伺います。

本道は約1300もの山々を有していると言われ、また、広大な面積のゆえ、地域によって自然環境もさまざまであり、危険性も異なります。

登山での事故を防ぐためには、レジャーを楽しむ本人が、安全に対する高い意識を持ち、行動することが何よりも重要であり、また、行政には、その役割として、登山者などへの普及啓発が求められるわけではありますが、ホームページなどによる一律の取り組みには限界があり、特に注意を要する箇所などを絞り込むなど、めり張りのある啓発も必要と考えます。

知事は、道内の登山の事故防止対策に、今後、どのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、私学振興について伺います。

知事は、道政執行方針において、道政に臨む基本姿勢として、未来へつなぐ人づくりを掲げておられ、北海道の将来を担う子どもたちに対する教育の果たすべき役割は、これまで以上に重要となっています。

こうした状況の中で、道内の私立学校は、建学の精神と独自の校風などに基づき、多様化するニーズに対応した特色ある教育活動を展開するなど、本道における学校教育の一翼を担い、人づくりに重要な役割を果たしていると認識しています。

そこで伺います。

本道における私立学校の耐震化率は伸び悩んでおり、道内の公立学校に比べて大幅におくれているばかりか、私立学校における全国平均をも大きく下回っている状況などから、これまで、我が会派は、関係団体とともに、知事に対して、私学の耐震化への支援の充実強化を要望してまいりました。

昨年の中4回定例会の一般質問においても、我が会派の同僚議員が、知事に対して、道としてさらなる支援を講じる必要があるのではないかと見解を伺ったところ、他都府県の支援状況なども参考にしながら検討を進めるとのことでありました。

新年度予算案では、耐震化支援として関係予算が計上されているところではありますが、子どもたちの安全な学習環境を確保していくためには、全国平均並みの耐震化率を目指すなど、道としての積極的な取り組みが必要と考えます。

そこで、新年度から取り組もうとしている新たな支援事業の目的、効果をどのように考え、今後、私立学校の耐震化にどのように取り組んでいくのか、伺います。

人口減少社会が到来する中、子どもたちの急激な減少などにより、私学を取り巻く経営環境は大変厳しい状況にあります。

また、私立高校の関係者からは、ICT社会への対応力の育成や、わかりやすい授業などを実現するため、ICT化を進めたいが、機器の整備の負担が重い、あるいは、私立幼稚園の関係者からは、特別な支援を必要とする園児が年々増加しているけれども、教員を適切に配置するために補助金額を増額してほしい、そういった要望なども伺っているところでもあります。

各私立学校は、厳しい環境の中、新たな取り組みや経営努力を重ねてきておりますけれども、このままでは、子どもたちや保護者の多様なニーズに答えていくことができなくなるおそれもある

ると考えます。私学が、引き続き、公教育における社会的役割を確実に果たしていくためには、私学経営の安定が何より大切だと考えるわけであります。

道として、私立学校が抱える課題などを把握しながら、私立学校の自主性を重んじ、特色ある教育活動が一層促進されるよう取り組むべきと考えますけれども、今後の私立学校に対する支援について、どのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、観光施策について伺います。

北海道における外国人観光客の各地域での誘客の状況は、道央が72.9%、道南が7.6%、道北が12.5%、道東が7%と、7割以上が道央圏に集中しておりまして、今もって地域偏在が著しいと考えるわけであります。

知事は、道政執行方針において、インバウンドの加速化と稼ぐ観光の促進を力強く述べられていましたけれども、さらに踏み込んだ施策の展開がなければ、観光消費及びその波及効果も含め、道央圏への一極集中にとどまることとなり、知事がこれまでおっしゃってこられた、徹底して地域にこだわる取り組みは、4期目の今日にあっても道半ばであると考えられるわけであります。

そうした点を踏まえ、以下伺います。

道内を周遊する観光ルートの形成については、これまでもさまざまな取り組みが進められておりますけれども、北海道へのインバウンドをふやすためには、より大きな視点を持ち、インバウンドの方々に道外からどのようなルートで来ていただくかということを考える必要があると思います。つまり、直行便に加え、さまざまな選択肢があることが重要だと思うわけであります。

ことしの夏から、LCCのピーチ・アビエーションが関西と釧路を結ぶ路線を就航することを発表しておりますけれども、例えば、アジアの国々から日本国内に入った外国人の皆様方に対し、LCCや大手航空会社の国内線のインバウンド向け特別運賃を使って北海道に来てもらうといったルートもPRすべきではないかと考えます。

2020年のインバウンド500万人という目標に向けては、こうした路線の活用もPRしながら、地域への誘客を図ることによって、地域偏在の解消につなげることが重要と考えますが、道としてどのように取り組むのか、伺います。

先日、ベトナムのホーチミン市を訪問した際、日系の旅行代理店においてヒアリングを行いました。その中で、この旅行代理店では、日本の自治体に従業員を短期派遣し、ベトナム語での情報発信、地域の魅力の発掘、相互理解の促進などに取り組む研修を実施しており、研修に要する旅費や賃金は企業によって負担され、受け入れ自治体は住居の用意などをすればよいという制度を有している、そういった報告を受けたところであります。

道内では、道東の自治体で受け入れ実績がありまして、母国・ベトナムに帰国した研修生は、受け入れ先だった自治体を目的地として、猛烈に売り込んでいるということでもあります。

他の地域においても、こういった取り組みが行われれば、地域偏在の解消にも一層貢献し、即効性のある取り組みとなると考えますが、道としてのお考えを伺います。

次に、エゾシカ対策について伺います。

道は、エゾシカによる農林業被害に歯どめをかけるため、平成22年度から26年度まで、エゾシカ緊急対策に取り組んだ結果、捕獲数が、平成24年度には最多の約14万頭となったところであります。

平成29年3月に策定されました第5期北海道エゾシカ管理計画では、道内全体のエゾシカの生息数を約30万頭にまで削減することとしております。

平成28年度の推定生息数は45万頭と、ピーク時の68万頭から23万頭も減少するとともに、農林業被害額は、ピークであった平成23年度の約64億円から、最新の平成28年度のデータでは39億2000万円と、ピーク時から4割近く減少している状況でございます。

知事の道政執行方針では、エゾシカ対策についての表現はやや控え目で、裏返して言えば、対策の効果が出ているとも受けとめるところであります。

そこで伺います。

推定生息数の減少に伴い、捕獲も徐々に困難さを増すものと考えますが、現在と同程度の捕獲圧力を維持すると仮定すれば、数年後には適正な個体管理数に達するめどがつくところまで来たと私は考えます。

エゾシカの生息数が適正な頭数に達した後、いずれは国の有害鳥獣駆除の交付金も打ち切りとなり、駆除から狩猟へとシフトしていくものと考えますけれども、そうした状況下における捕獲体制の確保について、道の考えを伺います。

道は、これまで、エゾシカ肉処理施設認証制度の創設や、レストラン等を対象としたセミナーの開催により、有害捕獲したエゾシカ肉の有効利用を推進するため、安全、安心なエゾシカ肉の利用拡大、ブランド化とジビエの振興に力を入れてきたものと承知しております。

今後、エゾシカの生息数が適正な頭数に達して、有害鳥獣捕獲が一段落し、狩猟による捕獲が中心となるに従い、こうした市場が縮小していくのではないかと心配するところでもあります。

一方、国においては、来年度、有害鳥獣の多くが廃棄されている現状に歯どめをかけるべく、ジビエのビジネス化を進める事業を創設するなど、その普及振興を図ることとしているところでもあります。

これまでエゾシカ肉の利活用の推進に力を入れてきた道として、このような国の動きを踏まえ、次のステージに向け、今後、どのようにジビエの振興と発展を図っていくのか、その所見を伺います。

道では、昨年、シカの持続可能な資源管理の先進地であるイギリスの実態について調査をしたものと承知しております。

イギリスでは、シカを地域資源として捉え、山林等の所有者が、猟区を設け、ハンターに狩猟の場を提供し、生息数の管理とシカ肉の利活用を一体的に推進するビジネスモデルが、一つの産業として定着しているところであります。

また、道内でも、西興部村の民間団体が同様な取り組みを行っているものと承知しております。



こうした状況を踏まえ、道においても、エゾシカ生息数の持続的な管理とジビエの振興を視野に入れ、狩猟や、食肉の衛生的な処理等に関する知見を得ることを目的とした資格制度の創設を検討するほか、道外のハンターを、狩猟や観光など、さまざまな側面から取り込むような仕掛けが必要であると考えますけれども、知事のお考えを伺います。

次に、流木の活用等について伺います。

平成28年の秋には、本道に複数の台風が相次いで襲来し、その暴風と豪雨により、山では多くの樹木が倒れ、一部は河床に堆積し、一部は河川を通じて海へと流出して、河口付近に堆積したほか、海岸に大量に漂着することとなったところであります。

災害発生時期がちょうどアキサケ漁等を前にしたころでもあり、漂着流木の再流出を防止するために早急な対策が必要となりまして、まずは、波打ち際の流木を波が来ない海岸奥に集積し、その後、昨年まで都合2年をかけて処理されたとのことであり、そのほとんどは廃棄物として処理されたと聞かるところであります。

建設廃材であれば廃棄物であります。河道等に堆積した流木や、ダムに流入した樹木は活用が進められている反面、河口から流出し、海岸に漂着したばかりの、山に生えている樹木と物性的にはほぼ変わらない樹木は、由来が不明との理由で活用されず、即、廃棄物として処理されるのはもったいない話であります。

こうした流木が毎年大量に発生する気象状況を有する北海道としては、流木が容易に発生しないような森づくりを進めていくことも必要であることは当然でありますけれども、発生した流木の有効活用についても、何らかの強い対策を考えなければならないと考えるわけでありまして。

森林から流出した樹木が、単にごみとして処理されることなく、地域で生産する再生可能エネルギーとして有効活用できるような取り組みを、道としてぜひとも推進すべきであると考えますが、道のお考えを伺います。

次ですが、本道を象徴する再生可能エネルギーである木質または畜産由来のバイオマスを活用した発電事業も、道内で着実に進められてきたものと承知をしております。

現時点において、木質バイオマス発電の燃料としては、これまで使われてこなかった林地未利用材などがありますが、森林の保全整備に係る雇用や地域経済の持続的な発展、さらには、水源涵養、自然環境の保全のためにも、道として、木質バイオマスを有効活用した再エネ発電事業をさらに推進していくべきと考えるところであります。集荷範囲の拡大に伴って、今後、収集、集積、運搬等のコストの増大が懸念をされるところであります。

こうしたことを念頭に、未利用木質バイオマスを含めた未利用資源の有効活用に向けて、道はどのように取り組んでいくのか、知事の認識を伺います。

次に、交通政策について伺います。

近年の訪日外国人の急増を踏まえ、政府においては、訪日外国人観光客について、4000万人、さらに6000万人という高い目標を掲げ、全国の拠点となる空港を訪日誘客支援空港と位置づけながら、インバウンドによる需要を全国に展開させようとしております。

そうした人の流れを、全国に張りめぐらされた国内外の航空路線でつくっていく上で、航空運賃を安く提供するLCCの果たす役割は重要であり、これまでLCCが就航していなかった道東地域でのピーチ・アビエーションの就航は、インバウンドにおける地域偏在の解消も含め、非常に歓迎すべきことであると考えます。

早速、道東地域では、空港が所在する五つの自治体などがピーチ・アビエーションの受け入れ準備を進めているとのことであり、LCCの就航による地域の活性化を目指すというのは、道においても同じスタンスだと考えます。

道は、このたびのLCC就航を契機とした道東地域の活性化をどのように図っていこうとしているのか。また、ピーチ・アビエーションは、本道におけるさらなる路線展開を表明しているところでありますがけれども、道として、そのことをどのように評価し、対応していこうとするのか、お考えを伺います。

最後に、地域人材の育成についてであります。

教育長は、このたびの教育行政執行方針において、北海道が、人口減少等の課題を乗り越え、地方創生を実現するために、人材育成を担う教育の役割が重要であるとしております。これについては、私も同じ認識を持つところであります。

私の地元である阿寒町では、平成21年から、幼・小・中・高の4校が合同で町内のごみ拾いなどのボランティア活動を行ってきているほか、近年では、中学校と高校が連携して4校合同交流会の運営に当たるなど、地域の中で、異なる学校種間の活動について理解を深める取り組みが行われているところであります。

こうした取り組みは、地域への理解や、地域を守っていこうとする意欲の向上にもつながるものと考えており、地元の高校で学ぶことを選択したり、将来は地元で生活したいと考える人がふえていくなど、地方創生の実現にも十分寄与するものと考えます。

そこで伺います。

道教委では、平成27年度から、校種間の連携によるキャリア教育に取り組む小中高一貫ふるさとキャリア教育推進事業を実施してきたと承知しておりますが、本年度はその最終年であります。その成果と、今後どのように進めていくのか、まず伺います。

道教委では、新年度予算案に北海道ふるさと・みらい創生推進事業費を計上しており、基幹産業の体験的な学習機会の提供や、地域課題の解決をテーマとする実践研究の実施に新たに組み込むこととしております。

本事業について、その狙いや期待される成果をどのように考えているのか、伺います。

人口減少が進む道内の市町村にとっては、所在する道立高校の存続が重要なテーマとなっております。そのためにも、小学校、中学校、高校が相互に連携、接続し、それぞれの地域の教育資源を生かしながら、生徒の発達段階に応じた特色ある教育を展開していくことが重要ではないかと考えます。

これまでの事業の成果や、今後実施する予定の事業の方向性も踏まえ、特に、小規模な高校に

おける教育活動の充実・活性化を進めていく必要があると考えますが、今後、どのように取り組んでいくお考えなのか、お伺いをし、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）笠井議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、防災対策に関し、登山に伴う遭難の防止についてであります。本道には多くの山々があり、道内外を問わず、初心者からベテランまで、幅広く楽しんでいただいている一方で、危険を顧みない無理な行動や気象の突然の変化などにより、近年、遭難事故が数多く発生しているところであり、特に、一部の山岳で事故が多発している傾向にあるところでもあります。

道といたしましては、こうした状況を踏まえ、地元の市町村を初め、警察、消防、山岳遭難対策協議会などと連携協力をし、必要な装備、登山計画書の提出など、十分な事前準備の周知徹底に加え、事故が発生しやすい場所や状況などの情報を取りまとめ、道を初め、警察など関係機関のホームページ、リーフレットなどにより、効果的に登山者に提供するなどして、登山事故の防止に努めてまいります。

次に、私学振興に関して、まず、学校の耐震化についてであります。これまでの議会議論や関係団体からの要望などを踏まえ、本道の未来を担う子どもたちが、安全、安心に教育を受けられるよう、新年度から、新たに、耐震補強工事に対して支援し、学校法人の負担軽減を図るとともに、耐震診断に対する支援についても、対象を拡充し、継続することとしたところでありま

す。

道といたしましては、これらの事業の活用を積極的に促し、平成32年度までの間における各学校法人の早急な取り組みにつなげ、全国平均を下回る本道の私学の耐震化率の一層の向上に努めるとともに、国に対し、財政支援の充実について要望するなど、子どもたちが安心して学べる環境の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、私学助成の充実についてであります。私立学校は、本道の未来を担う人づくりに欠くことのできない重要な役割を担っていると認識しているところであり、本年度、新たに開催した、子どもの未来を語る会の場などにおいて、私立学校の関係者から、教育に対する強い熱意、創意工夫された取り組み、現場での苦労などを直接お伺いし、改めて、その思いを強くいたしましたところでもあります。

こうしたことから、新年度、私立学校に対する管理運営費補助金について、全ての学種の単価を増額するほか、人材の確保に苦慮している幼稚園については、引き続き、幼稚園教員の人材確保支援事業に取り組むこととしたところであり、私といたしましては、今後とも、私立学校がより質の高い教育を提供できるよう、限られた財源を効率的、効果的に配分し、私学助成の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、観光施策に関し、来道ルートのPRについてであります。本道を訪れる外国人観光客は、約6割が直行便で来道しており、その9割は新千歳空港に集中していることから、道外からの乗り継ぎなどにより、道東や道北といった地域にも訪れていただくことが課題と認識をいたし

ます。

こうした中、海外と道外の空港を結ぶLCC路線を利用した訪日観光客が増加していることから、道では、道外の空港経由での来道を促すため、大手航空会社が外国人向けに低料金で提供している国内線チケットなどの情報について、海外での旅行博やセミナーなどにおいてPRを行っているところでもあります。

道といたしましては、今後とも、観光振興機構、航空会社はもとより、LCCが就航している道外の地域との連携も視野に入れながら、LCCや割安な運賃を活用した多様な来道ルートの積極的な情報発信に取り組み、外国人観光客の地域偏在の解消に努めてまいります。

次に、エゾシカ対策についてであります。エゾシカを資源として持続的に管理し、ジビエとして活用していくためには、食肉に適した衛生的な方法で捕獲できる人材を育成する必要がある。道内の民間団体においては、シカ捕獲の先進地であるイギリスの担い手認証制度を参考とし、シカの生態や捕獲方法、衛生処理などの知識を習得する資格制度を設けているところでもあります。

道といたしましては、こうした団体や鳥獣捕獲等の事業者と連携しながら、狩猟者のスキルアップに努めるとともに、安全、安心なエゾシカ肉の魅力と環境価値を広くPRするほか、狩猟やジビエで交流人口の拡大につなげる地域の取り組みをサポートするなど、全国一のジビエ産地・北海道として、観光振興、人材育成も含めた総合的なエゾシカ対策の推進に取り組んでまいります。

次に、未利用木質資源の活用についてであります。道内には、林地残材や間伐材など、未利用の木質バイオマス資源が豊富に賦存しておりますが、利用するに当たっては、資源の安定的な確保が難しいことや、水分、塩分を含んでいるなど、低品質で燃焼効率が低い資源もあることなどの課題があると認識をいたします。

このため、道では、森林組合との連携により、林地残材などを安定的に確保して、電気、熱の供給に利用する取り組みや、低品質な木質資源にも対応する燃焼機器の開発に対する支援などを行ってきているところであり、今後とも、本道のポテンシャルをさらに生かすため、こうした地域や企業の方々などと連携しながら、新たな技術開発を進めようとする企業に対して支援を行うなどして、未利用資源を活用した新エネルギーの導入拡大に積極的に取り組んでまいります。

最後に、LCCの就航を契機とした地域の活性化についてであります。LCCとして初めて道東地域に就航するピーチ・アビエーションの釧路―関西線は、道東地域と関西圏を通年で結ぶ唯一の路線となり、若年層の旅行客や訪日外国人観光客の増など、地域の皆様からは、人や物の交流の促進による経済効果が期待されているところでもあります。

道といたしましては、道東地域の自治体、交通事業者などと連携しながら、地域の食や文化といった魅力、情報を発信する観光プロモーションを実施するなど、地域協働モデルの構築に向けた取り組みを進めているところであり、空港を拠点とする広域でのモデル的な取り組みが、地域の活性化を一層推進する起爆剤となるよう、道内の路線へのさらなる就航に、地域の皆様と連携

して取り組むとともに、利用促進に向けた必要な支援などを積極的に実施してまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総務部危機管理監橋本彰人君。

○総務部危機管理監橋本彰人君（登壇）防災対策に関し、まず、防災学校の取り組みなどについてであります。今年度、道と札幌市の共同で実施をいたしました防災総合訓練において、学校の授業の中に防災の要素を取り入れた一日防災学校を行いましたところ、児童生徒の防災意識が高まるだけではなく、家庭や地域への波及効果も高いという評価もいただきましたことから、今年度には、14振興局において、30程度の市町村でモデル的に実施することを予定しているところであります。

実施に当たりましては、学校現場はもとより、市町村の理解と主体的なかかわりが大変重要でありますことから、道といたしまして、市町村や防災関係機関との調整を図りますとともに、教育庁において学校現場への支援を担うなど、適切な役割分担のもと、緊密に連携をしながら、取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも、一日防災学校を初め、防災教育教材の開発や普及啓発などに関し、教育庁などと連携協力をしながら、防災教育の充実に努めてまいります。

次に、登山に伴う事故についてであります。道警察の集計によりますと、バックカントリーを除き、過去3カ年の累計で、86の山岳におきまして230件の事故が発生し、遭難者数は296人となっております。このうち、3カ年連続して発生をしている16の山岳で、125件、175人と、全体の半数以上を占めている状況にあります。

こうした事故に至った原因といたしましては、天候の急変のほか、転倒、転落や道に迷うことなどが挙げられており、登山者の経験、体力はもとより、気象、地形などの情報の不足や、防寒具、通信機器など装備が不十分なことなどによって発生をしたものと認識いたしております。

このため、道では、道警察を初め、関係機関と連携し、登山者みずからが安全を確保するため、携帯電話やGPS機能つきスマートフォンの所持、登山計画書の提出などを含め、十分な事前準備のもと、無理のない計画、判断により行動していただくよう、引き続き周知徹底に努めてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 経済部観光振興監木本晃君。

○経済部観光振興監木本晃君（登壇）観光施策に関しまして、地域での企業研修生の受け入れについてでございます。道におきましては、これまで、海外の旅行会社を招聘するなど、地域の魅力の体験や現地関係者との意見交換などを行いながら、旅行商品化に向けた取り組みを進め、外国人観光客の道内各地への誘致に取り組んでいるところでございます。

一方、外国人観光客の個人旅行化やリピーター化が進み、有名観光地を訪れるだけではなく、さまざまな自然、生活、文化を体験したいというニーズが高まっておりますことから、海外の旅

行会社の担当者に、研修を通じて地域の魅力を十分に理解し、情報発信や旅行商品づくりに生かしていただくことは大変意義あることであり、道といたしましては、観光振興機構と連携しながら、新たな取り組みといたしまして、旅行会社と受け入れを希望する市町村とのマッチングや支援を行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 環境生活部長小玉俊宏君。

○環境生活部長小玉俊宏君（登壇）エゾシカ対策に関し、まず、エゾシカの捕獲体制についてですが、本年度から5年間を計画期間とする第5期エゾシカ管理計画では、東部地域は13万頭以下、西部地域は17万頭以下の生息数に減少させることを目標としており、計画の目標の達成後は、被害を防止する有害捕獲から、資源利用等に重点を置くことになるものと想定される所でございます。

道といたしましては、このような将来の姿を見据え、シカなどを資源として無駄なく活用している海外の先進事例などを参考にするとともに、学識経験者で構成するエゾシカ対策有識者会議や、市町村、猟友会、食肉調理などの関係機関からも御意見を伺いながら、適正な資源管理と活用が好循環を生む、地域に適した捕獲体制について検討を行ってまいります。

次に、ジビエの振興などについてですが、道では、これまで、エゾシカ肉処理施設認証制度の創設や、レストラン等を対象としたセミナーの開催、効果的な捕獲と輸送モデルの実証などに取り組みながら、安全、安心なエゾシカ肉の供給拡大とブランド化に努めてきたところであり、年々、認証施設や、エゾシカ肉を提供する飲食店等が増加するなど、国内のジビエ振興の一翼を担っているものと認識しております。

今後、エゾシカの捕獲頭数の減少が見込まれる中、捕獲した個体の一層の有効活用の拡大が求められますことから、道では、昨年度より、捕獲から、輸送、加工までの効率化を図るモデル事業を実施してきたところであり、新年度におきましては、この事業で得られました、円滑に良質な食肉を処理するノウハウなど、その成果を道内各地に広め、道産ジビエの持続的な発展につなげてまいります。

次に、流木の有効活用についてですが、海岸流木の燃料等としての有効利用を促すため、塩分の低廉で簡便な除去方法等の紹介などに努めてきているところでありますが、回収、運搬、前処理に手間がかかることや、塩分のボイラー等への影響に対する懸念がありますことなどから、ほとんどが廃棄物として処理されているところであります。

道といたしましては、地域資源である流木の活用は、温暖化対策の観点からも有効と考えており、今年度から、十勝管内の河川流域をモデルに検討が進められている、伐採樹木や流木の利用策なども参考に、市町村、研究機関等と連携して調査研究を進めるとともに、庁内の連絡会議におきましても、海岸流木の発電燃料などとしての有効活用を検討するなど、地域の特性に応じた取り組みを推進してまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 教育長柴田達夫君。

○教育長柴田達夫君（登壇）笠井議員の御質問にお答えをいたします。

地域人材の育成に関し、まず、小中高一貫ふるさとキャリア教育推進事業についてでございますが、本事業では、児童生徒が、地域の人々の生き方や産業などに触れる学習を通して地域への理解を深め、みずからの生き方について考えるといった成果が見られるとともに、地域では、事業が終了した後も、これまでの取り組みを継続させるための検討が行われるなど、本事業を契機として、地域を担う人材の育成に取り組もうとする機運も生まれてきているところでございます。

道教委といたしましては、今後においても、小・中・高と地域が連携した特色ある取り組みが主体的に推進されるよう、3年間の事業成果を取りまとめた報告書や、新たに学校と地域が連携するための手引を作成し、全道の高校、市町村教育委員会等に提供するなどいたしまして、学校と地域が連携協働し、地域の特性や教育資源などを活用したキャリア教育の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、北海道ふるさと・みらい創生推進事業についてでございますが、本事業は、知事部局と道教委が連携し、本道の基幹産業等への関心を高めるインターンシップや、国際社会への理解を深めるための留学生との交流などを行う事業と、本道産業や地域を支える人材の育成に向けて、高校生がみずから考え提案する事業の二つの事業で構成をしており、これらの取り組みを通して、道立高校における産業教育、キャリア教育の充実に図り、本道の将来を見据えた地域産業の担い手やグローバル人材の育成を図ることといたしております。

本事業においては、地域産業等への理解を深めることはもとより、道外や世界の動向にも視野を広げながら、地域の課題を主体的に解決しようとする意欲の高まりが期待されるほか、自治体や企業などのさまざまな立場の人と協働して取り組む中で、他者の考えを理解し、みずからの考えをまとめ、発信することなどを通して、これからの時代に求められる課題解決能力やコミュニケーション能力等の育成が実践的に図られるものと考えております。

最後に、地域の教育資源を生かした教育についてでございますが、小規模な道立高校では、地域を支える人材の育成や魅力ある高校づくりなどを進めるため、これまでも、道教委が実施する事業のほか、地元自治体、小中学校などと密接に連携し、地域の自然環境や産業などを活用した体験的な学習などが行われてきており、今後は、さらに、地域創生の観点から、郷土を理解し、地域を担う人材を育成する教育への一層の期待が寄せられるものと認識いたしているところでございます。

道教委としては、学校と地域の方々が共通の目標を持って教育活動を展開できる体制をつくることが重要であると考えており、高校と地域あるいは小中学校が連携した各種事業や、各学校の取り組みの成果の普及を図ることはもとより、それぞれが相互に情報を発信し、意見交換ができるよう、関連する取り組みについての総合的なポータルサイトを開設することに加え、SNSの効果的な活用を検討するなどいたしまして、高校と小中学校や地域が連携し、地域の教育資源を

生かした教育の一層の充実に取り組んでまいり考えでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 笠井龍司君の質問は終了いたしました。

田中英樹君。

○27番田中英樹君（登壇・拍手）（発言する者あり）通告に従いまして、以下、知事及び教育長に伺います。

初めに、空港の活性化についてであります。

今日、本格的な国際観光の時代を迎える中で、道は、来道外国人500万人の目標を掲げておりますが、今後、インバウンドなど、多くの観光客を呼び込んで、その目標を達成するためには、海外や道外と道内を結ぶ航空路線が果たす役割は大きく、とりわけ、新たな航空路線を誘致することは非常に重要な取り組みと考えます。

このような中で、LCCのピーチ・アビエーションは、ことしの8月から関西—釧路線を新たに開設する予定ですが、これは、LCCが初めて道東地域に就航する路線であり、釧路を初め、オホーツク、十勝、根室を含む道東地域は大変歓迎をしております。

ピーチ・アビエーションが関西—釧路線に就航することにより、関西圏から多くの観光客が訪れ、単に就航地である釧路のみならず、道東地域全体の観光の発展につながる可能性を持っており、地元からは大きな期待が寄せられているものと考えます。

もとより、今回の新規路線の開設を単に手放しで喜ぶばかりではなく、路線開設後、どのようにして路線を維持し、圏域の発展につなげていくのかということが極めて重要と考えます。

道は、8月から運航が開始されるこの航空路線をどのように支援し、路線の維持に向けてどのように取り組んでいくのか、所見を伺います。

また、さらなる航空路線の誘致についてであります。

今回の釧路空港への新規路線の維持に向けた取り組みとともに、さらなる新たな航空路線を道内の地方空港に誘致することもまた、道内空港の活性化のためには極めて重要と考えます。今後、道としてどのように取り組むのか、知事の所見を伺います。

次に、医療・福祉問題についてであります。

道では、昨年度、いわゆる団塊の世代が全て75歳以上となる平成37年を見据えて、人口構造や医療のあり方の変化に対応し、急性期から回復期、さらには在宅医療に至る、バランスのとれた医療提供体制の構築を目指し、医療計画の一部として、北海道地域医療構想を策定したところであります。

平成30年度は、重点施策において、暮らしを守る地域医療の確保と健康づくりの推進を掲げ、地域医療構想の実現を目指し、各種施策を進めることとしており、道民が、できる限り、住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域医療の確保に全力で取り組まれるものと考えております。

こうした中、道は、来年度から6年間にわたる新たな医療計画を今年度中に策定し、本道の地



域医療の姿や取り組むべき対策を示されるものと承知しておりますが、どのような考え方で計画を策定するのか、また、その計画の推進に向けて、どのような具体的な施策に取り組むのか、お伺いいたします。

次に、介護保険事業支援計画についてであります。

介護保険制度は、その創設から17年が経過し、介護サービスの提供事業所も着実に増加し、道内における介護サービス利用者は約26万人に拡大するなど、介護が必要な高齢者を支える制度として定着してきております。

道内における高齢化の進展の状況や介護サービスの提供体制は、地域によってさまざまであり、介護保険制度の保険者である市町村では、現在、今後3年間の介護サービスの見込み量の算定や、保険料の設定などの作業を進めているところであると承知しております。

今後の介護保険事業の運営に当たっては、各市町村が、保険者機能を十分に発揮し、地域の課題を的確に把握、分析しながら、地域の実情に応じた高齢者の自立支援や、介護の重度化を防止する取り組みを進めるとともに、都道府県には、市町村の枠を超えた調整など、積極的な市町村支援が重要になるものと考えます。

道は、来年度から3年間にわたる新たな介護保険事業支援計画を今年度中に策定するものと承知しておりますが、どのような考え方で計画を策定するのか、また、その計画の推進に向けて、どのような具体的な施策に取り組むのか、お伺いいたします。

次に、待機児童の解消についてであります。

国においては、ニッポン一億総活躍プランの第2の矢「夢をつむぐ子育て支援」として、安心して子どもを産み育てる社会の実現を目指し、保育の受け皿の整備などに取り組んでおり、待機児童解消加速化プランがスタートした平成25年度以降、昨年度末までに、約42万8000人の保育の受け皿を確保したところであります。

しかしながら、女性の就業率が年々増加し、それに伴い、保育の申込者数も年々増加していることから、待機児童は解消せず、全国では約2万6000人と、4年間で約3000人増加をしております。

道においても、第3期子ども未来づくり計画において、受け皿の整備を計画的に進め、今年度末までに待機児童の解消を図るとしてありますが、目標達成の見通しについてお伺いいたします。

また、潜在的待機児童についてであります。

国が示す待機児童の定義においては、認可保育所への入所を希望しながら、希望する保育所への入所がかなわず、他の保育サービスを利用する児童や、育児休業中の保護者の児童を入れていませんが、こうした方々のニーズも含め、保育の受け皿の整備を進めなければ、保育所が利用しやすくなったと実感できないのではないかと考えます。

道では、昨年度から、国が示す定義上の待機児童に加え、希望する保育所に入所できないなどの児童を潜在待機児童として独自に公表しており、昨年4月1日現在では、27市町村で約2000人

の潜在待機児童が発生をしております。

子育て中の保護者の方々が安心して子育てをするためには、これらも含めて解消しなければならず、それには、受け皿の整備はもとより、そこで働く保育士等の確保も必要と考えます。

道は、今後、どのように取り組むお考えか、お伺いいたします。

次に、新エネルギー導入加速化基金の活用についてであります。

本道では、風力や中小水力を初め、地熱、雪氷、太陽光、バイオマス、海洋波力などのさまざまな再生可能エネルギーが、身近な地域に豊富に賦存しており、全国でトップクラスのポテンシャルを有しております。こうした再生可能エネルギーを最大限に活用して、我が国における自然エネルギー供給基地としての役割を存分に発揮していくことが重要と考えます。

道では、本年度、新エネルギー導入加速化基金を創設して、地産地消などの取り組みを進めているところでありますが、再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、基金を活用するなどして、より積極的な事業展開を図るべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

次に、農地の利用集積についてであります。

本道の耕地面積は、114万5000ヘクタールと全国の25%を占めておりますが、農家戸数の減少などに起因する耕作放棄地等による壊廃面積の増加により、平成2年のピーク時の120万9000ヘクタールに比べて5%の減少となっております。

農地は、農業経営にとって最も基礎となる資源であり、その確保を図っていくことは重要と考えます。

本道における優良農地の確保に向けた知事の所見を伺います。

また、耕作放棄地対策についてであります。

農業生産の基盤である農地の確保や有効利用を図ることは、農業、農村の持続的発展にとって重要であります。道内における荒廃農地は、農林業センサスによりますと、約1万8000ヘクタール余りと、全国の約4%を占めている一方、道の調査によりますと、年間約400ヘクタール程度が解消されていると承知をしております。

国の、農林水産業・地域の活力創造プランにおいても、農地制度の見直しにより、耕作放棄地の発生防止と解消等を図ることとしておりますが、道として、今後、耕作放棄地の解消に向けて、どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

さらに、担い手への利用集積についてであります。

国では、農地の担い手への利用集積の目標を掲げながら、農林水産業・地域の活力創造プランにおいて、農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止、解消等の取り組みを進め、農地の有効活用と担い手の育成を図るとしております。

本道の農業、農村が将来にわたって持続的に発展していくためには、担い手への農地の集積が重要と考えます。

道として、今後、担い手への利用集積について、どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

次に、水産問題についてであります。

日本海地域は、依然として、基幹産業である漁業を初めとする1次産業の低迷が続き、人口流出による過疎化や少子・高齢化の進行など、道内の他地域に比べて厳しい状況に置かれているものと考えます。

特に、漁業生産は、スケトウダラ、ホッケなどの主要魚種の資源の減少などにより、落ち込みが激しく、漁業経営に深刻な影響が生じている後志、檜山地域を中心に、道は、日本海の漁業振興の指針として、平成26年に日本海漁業振興基本方針を策定したところであり、以後、漁業者や漁協、市町村などで構成する地域協議会を設立し、地域が主体となって、養殖業を柱とした各種取り組みが意欲的に進められ、ホタテやウニの養殖など、漁業生産の増大に向けて期待が持てる取り組みがあらわれてきているものと承知をしております。

しかし、回遊魚の来遊不振など、厳しい漁業環境が続く中で、道は、現在、ことし3月で終期を迎える基本方針に続く新たな方針の策定に向けて検討していると承知しておりますが、さらなる振興を図るためには、これまでの取り組みを単に継続するだけでなく、見直しをするなどして、新たな視点を加えていく必要があると考えます。

新たな方針案では、道はどのような視点で取り組んでいこうとされるのか、所見をお伺いいたします。

また、トドによる漁業被害の防止対策についてであります。

トドによる漁業被害については、日本海地域で多く発生しており、主要魚種の水揚げが減少している日本海地域の漁業経営に深刻な影響を与えております。

道では、これまで、トドによる漁具被害を軽減させるための強化網の導入を初め、追い払いや駆除に取り組んできたものと承知しておりますが、現在作業中の新たな日本海漁業振興基本方針の策定にあわせて、トドによる被害の防止についても、実効性のある対策を講じていく必要があるものと考えます。

道として、現状をどのように認識し、今後、どのように取り組んでいくのか、所見を伺います。

次に、道産木材の販路拡大についてであります。

本道では、人工林を主体とした森林資源が充実しつつあり、山村地域を支える林業・木材産業の成長産業化に向けた取り組みが進められていると承知しております。

今後、道産木材の有効活用が重要な課題となる一方で、全国を上回るスピードで人口減少が進んでいることなどにより、住宅や紙などの木材需要は、大幅な増加が見込めない状況となっております。

こうした中、首都圏では、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定を契機に、新国立競技場で森林認証材などがふんだんに使用されるなど、これまで木材が使われてこなかった建築物などにおける木材利用が進みつつあります。

また、海外に目を向けると、近年、中国では、丸太や製材の輸入が大幅に増加しているほか、

成長が著しいASEAN諸国でも木材需要の増加が見込まれており、本道においても、中国や韓国向けの杉やトマツの輸出が増加をしております。

今後、こうした状況を踏まえ、道産木材の新たな需要を創出するため、関係部局が連携を図り、道産木材製品の道外への移出や海外への輸出など、販路拡大に向けて積極的に取り組むべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

最後に、北方領土教育についてであります。

北方領土に関する意識調査によれば、返還要求運動への参加促進に最も有効な手だては学校教育の充実と考えられております。

第二次世界大戦後、ロシアの一方的な占領によって生じた北方領土問題について、直接、現地である隣接地域を訪れ、当時、どのような事態が起り、72年を経た今、どうなっているのかなどを、元島民の方や隣接地域の方から伺う機会は、子どもたちにとって貴重な学習体験になると考えます。

このような中、政府が今年度本格化させようとしている北方領土隣接地域への修学旅行の誘致のために、ことしの夏から、中学、高校の教員を対象とした下見ツアーが実施されると承知しております。

今後、隣接地域を訪れる道外の中・高生の増加が見込まれる中で、まさに北方四島を行政管轄区域とする地元・北海道の子どもたちが、自分の目で見て、聞いて、体験することは大変意義があることと考えております。

また、直接訪れることができなくても、北方領土について映像等で見たり聞いたりする学習を充実させることで、より理解を深めることも非常に重要であると考えます。

教育長は、ふるさとへの理解とその発展に貢献しようとする意欲や態度の育成に向けて、北方領土に関する学習の充実を図ると教育行政執行方針で述べられておりますが、北海道の北方領土問題に係る教育について、今後の取り組みも含めて、教育長の所見をお伺いいたします。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇） 田中英樹議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、航空路線の誘致についてであります。道では、新たに策定する航空ネットワークビジョンにおいて、広大な道内の各地域を結ぶ航空路線の充実を図り、本道の経済を牽引しながら、道民生活を支えるHokkaido型航空ネットワークの形成を目指すことといたしております。

このため、新年度予算案において、道内の路線の新規就航に向けた可能性調査や、利用の促進に向けて地域と連携して取り組むための経費などを盛り込んだところであり、道といたしましては、この調査結果を踏まえ、地域と一体となって、さらなる路線の開設に向けた取り組みを進めるほか、一括民間委託の事業者と連携しながら、複数空港が一体となって効果的なエアポートセールスを行うなど、道内空港のネットワークの充実強化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、医療・福祉施策に関し、まず、新たな医療計画についてであります。道では、高齢化の進行や疾病構造の変化、広域分散で、医療資源の偏在が著しい本道の地域特性などを踏まえつつ、医療機能の分化、連携を通じた、効率的で質の高い医療提供体制の整備や、医療と介護が連携した地域包括ケアシステムの構築、さらには、医療従事者の確保や質の向上などを図る観点から、新たな医療計画の検討を進めてきているところであります。

道といたしましては、がんや脳卒中などの5疾病、救急医療や周産期医療などの5事業、さらには、在宅医療の充実に向けた医療連携体制の構築、医師や看護師などの医療従事者の確保等について、医師会、市町村などとも十分に連携しながら取り組むなどして、地域医療の確保に向け、計画を推進してまいりたいと考えております。

次に、新たな介護保険事業支援計画についてであります。本道では、全国を上回るスピードで高齢化が進行しており、今後も、都市部において高齢化が進む一方、地方では人口が減少していくことが予想されることから、地域の実情に応じた介護サービスを提供していくことが重要であります。

このため、道といたしましては、新年度からスタートする次期計画において、みんなが支える明るく活力に満ちた高齢社会づくりをテーマに、地域特性に応じた地域包括ケアシステムの推進や、高齢者の生活基盤の充実と活躍支援などの基本的目標を定め、介護ロボットの導入支援による質の高いサービス提供体制の確保や、さまざまな職種の方が参画する協議会を通じた、在宅医療と介護の連携の促進など、個別の施策に関する指標を設定し、達成状況を分析、評価しながら、計画の着実な推進に取り組んでまいります。

次に、待機児童の解消に係る今後の取り組みについてであります。道では、昨年度から、特定の保育所を希望するなどの理由で待機している潜在待機児童数を把握するとともに、保護者の就労や生活の状況を踏まえた保育施設の多様な活用について、市町村に働きかけてきたところであります。

こうした中、潜在待機児童は昨年4月で2000人を超えていることから、道といたしましては、市町村に対して、保育ニーズを十分把握し、保育所等の整備計画に反映するよう働きかけを行うとともに、人材不足が課題となっている保育士を確保するため、これまでの再就職準備金の貸し付け等に加え、新年度から、新たに、処遇改善を図るキャリアアップ研修を実施するなど、保育の受け皿の整備と人材確保の相互の充実に取り組むと考えております。

次に、新エネルギーの導入拡大についてであります。エネルギーは暮らしと経済の基盤であり、身近な地域で自立的に確保できるさまざまなエネルギーを最大限活用し、活力ある地域社会の実現に寄与していくことが重要と考えるところであります。

道では、エネルギーの地産地消に関し、本年度選定した四つのモデル地域の取り組みを引き続き着実に進めるとともに、新年度においては、小規模集落でも応用が可能なモデルを追加するほか、市町村などが実施する設計や設備導入に対する支援を強化するなど、新エネルギー導入加速化基金を活用して、地域、企業の方々と連携しながら、全国でトップクラスのポテンシャルを最

大限発揮できるよう、新エネルギーの導入拡大に積極的に取り組んでまいる考えであります。

次に、優良農地の確保についてであります。農家戸数の減少や高齢化が進行する中、大規模で専門的な土地利用型農業を主体とする本道の農業、農村が持続的に発展していくためには、良好な営農条件を備えた農地を確保することが重要と認識いたします。

このため、道では、農業振興地域の整備に関する法律に基づいて策定した農業振興地域整備基本方針において、確保すべき農用地区域内の農地面積の目標などを定めているところであり、この目標の達成に向け、引き続き、農地等の農用地区域への編入の促進や、担い手への集積・集約化、生産性向上に向けた基盤整備、耕作放棄地の解消と発生防止などの取り組みを着実に進め、優良農地の確保を図ってまいる考えであります。

最後に、日本海漁業の振興についてであります。道では、平成26年に策定した日本海漁業振興基本方針に基づき、漁港を活用した、ウニ、ナマコの増養殖や、外海でのホタテの養殖などを推進してきたところであり、厳しい漁業環境が続く中、養殖業を柱とする取り組みを拡大し、新たな生産体制づくりを急ぐ必要があると考えるものであります。

このため、基本方針の改定に当たっては、漁場の有効利用による生産規模の拡大を重点に位置づけ、ホタテなどの複数魚種の養殖や、他の漁業を組み合わせた複合的経営の取り組みに対して支援するとともに、ブランド化、漁業者による簡易加工などの付加価値向上対策の強化、さらには、アサリなどの新たな養殖技術の開発を加速し、日本海漁業の生産増大と経営安定に取り組んでまいる考えであります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総合政策部交通企画監黒田敏之君。

○総合政策部交通企画監黒田敏之君（登壇）航空路線の新規就航に対する支援についてでございますが、道では、新千歳空港以外の道内空港への新規就航を促進するとともに、開設された路線が定着できるよう、航空振興基金を活用し、空港のシステムカウンターの整備など初期投資に係る経費や、冬期間の運航に必要な航空機の雪氷除去に係る経費に対して支援を行うこととしてございます。

このたびのピーチ・アビエーションによる道東地域への就航は、LCCとして初めてであり、道といたしましては、低額な運賃で座席を提供するLCCのビジネスモデルを、交流人口の拡大による圏域の振興につなげるため、地元の自治体や経済界などが一体となって取り組む、利便性が高い2次交通の整備や、誘客のためのプロモーションなどに対して支援を行いますとともに、就航先の関西圏の自治体などと連携し、発地、着地の双方向での利用促進を図るなどしながら、新規路線の維持、定着に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 保健福祉部少子高齢化対策監佐藤和彦君。

○保健福祉部少子高齢化対策監佐藤和彦君（登壇）医療・福祉問題に関し、待機児童解消の見込

みについてでございますが、道では、安心して子どもを育てることができる環境づくりを進めるため、平成27年に第3期子ども未来づくり計画を策定し、待機児童の解消に向け、市町村における保育所及び認定こども園の整備等を計画的に進めてきたところでございます。

こうした中、計画の初年度であります平成27年度から昨年4月までの間に、保育所等の定員を約1万500人分ふやし、その結果、待機児童は182人から65人に減少しており、本年1月の、政令市と中核市を含む全市町村への調査では、今年度末には待機児童の解消が図られる見込みとなっております。

以上でございます。

○議長大谷亨君 農政部長小野塚修一君。

○農政部長小野塚修一君（登壇）農地の利用集積に関し、まず、耕作放棄地の解消に向けた取り組みについてでございますが、農家戸数の減少や農業者の高齢化などによる耕作放棄地の増加が懸念される中、道では、これまで、関係機関と連携しながら、地域における耕作放棄地の解消に向けた指導助言はもとより、農地中間管理機構への貸し付け誘導を通じた農地としての利用促進や、国の荒廃農地等利活用促進交付金などを活用した農地の再生利用等の推進に取り組んできたところでございます。

道といたしましては、引き続き、こうした取り組みを進めるとともに、現在、国において検討されております相続未登記農地等の利用を促進するための農地制度の見直しの動向を注視し、その適切な対応を図ることを通じ、耕作放棄地の解消と発生防止に努めてまいります。

次に、担い手への農地の利用集積についてでございますが、本道の担い手への農地の集積率が9割に達している一方で、農家戸数の減少や高齢化が進行する中、リタイアする農業者の農地を担い手に円滑に集積・集約化していくことが大変重要と認識しております。

このため、道では、地域での話し合いを通じ、担い手の明確化と農地集積のあり方などを示す、人・農地プランの作成と見直しを推進するとともに、担い手に対し、就農直後の所得を確保する資金の交付や無利子の融資、機械等の導入の支援などを実施しているほか、農地中間管理機構が行う農地の売買等の事業により、担い手による、農地のまとまりのある形での利用を促進しており、今後とも、関係機関・団体と連携しながら、こうした取り組みを通じ、担い手への農地の集積・集約化を図ってまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 水産林務部長幡宮輝雄君。

○水産林務部長幡宮輝雄君（登壇）水産問題に関し、トドによる漁業被害の防止対策についてでございますが、トドによる漁業被害は、全道で15億円を超えるなど、依然として高い水準が続き、特に、漁業生産が低迷し、被害が集中する日本海地域においては、漁業経営に深刻な影響を与えており、駆除や追い払いなどの対策を一層充実強化していくことが重要と考えております。

このため、道といたしましては、漁業団体などと連携し、強化刺し網や音響による忌避装置の早期実用化に加え、被害に対する補償制度の創設を国に働きかけるとともに、地域が連携した一

斉駆除などの取り組みを推進するほか、漁業者ハンターを育成するため、新たに、熟練者による駆除技術の研修を実施するなど、トドによる被害の軽減と日本海の漁業経営の安定に取り組んでまいり考えてございます。

次に、道産木材の販路拡大についてであります。本道では、人工林を主体とした森林資源の充実に伴い、木材供給量の増加が見込まれており、今後、道産木材の一層の利用促進を図るためには、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定などを契機とした国内需要の拡大はもとより、海外での販路開拓にも取り組むことが必要と認識をしております。

このため、道としては、新年度に、木材関係企業や工務店などが参画する協議会を設立し、品質、性能にすぐれた森林認証材の安定供給など、本道の強みを生かしたブランド戦略を構築するとともに、庁内の関係部局が連携し、首都圏に加え、中国、韓国などアジア諸国をターゲットに、付加価値が高い建築材や家具のプロモーション活動を展開するなど、道産木材の販路拡大に積極的に取り組んでまいり考えてございます。

以上であります。

○議長大谷亨君 教育長柴田達夫君。

○教育長柴田達夫君（登壇）田中英樹議員の御質問にお答えをいたします。

北方領土に関する学習についてでございますが、北方領土問題の解決は国民的な課題であり、特に、北海道においては、子どもたちが、北方領土について見たり聞いたりするなど、体験的に学びながら関心を高め、正しい認識を身につけることができるよう、北方領土に関する学習の充実を図ることが重要であると考えております。

このため、道教委では、これまで、北方領土隣接地域を訪れる機会がなかった学校においても、実感を持って理解を深めることができるよう、知事部局と連携した、元島民などによる講話や、実話をもとに制作されたアニメ映画の活用などを促すとともに、北方領土に関して調べ学習を行うなど、主体的に学ぶことができる効果的な指導のあり方を研究する事業にも取り組んできたところでございます。

今後は、こうした取り組みに加え、知事部局と連携し、四島での生活やふるさとへの思いを語る語り部の様子を映像化したDVDを道内の小中学校に配付し、効果的に活用するよう指導助言するなど、北方領土に関する学習の一層の充実に向けて取り組んでまいり考えてございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 田中英樹君の質問は終了いたしました。

藤沢澄雄君。

○63番藤沢澄雄君（登壇・拍手）（発言する者あり）通告に従い、質問してまいります。

まず、インバウンド並びに国際化への対応について質問します。

近年の特にアジア圏からのインバウンドの急増には目をみはるものがあります。その旅行客がふえるに従って、従来型の団体旅行客から、徐々に個人旅行客の数もふえています。

その場合の移動手段は、鉄道、バス、タクシー、その他レンタカーなどが考えられますが、中



国など、国際条約を批准していない国から訪れる観光客は、国際運転免許証を所持できないことから、レンタカーを利用することができません。

それが要因の一つとも考えられる、無免許タクシー営業、いわゆる白タクの利用が、昨今、大きな問題となっています。

このような状況を野放しにしてよいはずはありませんが、それを防ぐ手だてとして、外国人旅行者が利用しやすい交通手段の提供が欠かせず、その中の一つに乗り合いバスがあり、その利活用に関する工夫も必要ではないかと考えますが、道の見解を伺います。

次ですが、北海道がハワイとの姉妹提携を結んだことをきっかけに、今後、さらに交流が深まることが期待されています。

ハワイでは、ポリネシアンの人たちが民族の伝統としてのタトゥーを入れたり、それとは別に、ファッションとしてタトゥーを入れている人も多く見かけます。その点は、日本との大きな環境の違いと言えるでしょう。

近年ふえ続ける外国人観光客の中には、日本の温泉に入浴したい人も多いと思われます。これまで、日本では、入れ墨をした人の入浴を断るのが常識となっていますが、昨今の社会変化に対して、温泉施設ではどのような対応をとられているのか、トラブルは発生していないのかと危惧するわけです。

また、外国人に気持ちよく温泉施設を利用していただきたいと思う一方で、これまでの日本の常識を変えることで、秩序が乱れる心配はないのかとも思うわけであります。

顧客への対応については、それぞれの施設に任せるというのでは、国際化を進める北海道として余りにも無責任だと言わざるを得ないと考えます。

今後、行政として、ガイドラインなど、何らかの方針を示す必要もあるものと考えますが、見解を伺います。

次に、アイヌ関連施策について伺います。

北海道の歴史を語る上で、アイヌの歴史や文化を抜きに語ることはできません。北海道150年事業は、当然のことながら、先住民族としてのアイヌと和人の歴史、さらに、自然とともに生きてきたアイヌ文化、そして、消滅の危機にあるアイヌ語を復活、保存するためのきっかけとなる絶好の機会だと私は考えます。

私が住む日高管内では、近年、アイヌ文化の保存や伝承が盛んに行われています。それは、先人が、差別が残る中で、みずからのアイデンティティーをなくしてはならないと必死になって受け継いできた努力があればこそだと私は考えます。

昨今は、その存在や差別の歴史すら忘れ去られようとしていて、本当の純血のアイヌはいないとまで言われ、全てを否定するような不見識な発言が問題となったこともありました。

北海道博物館では、そのことを意識したものと推察できる新しい展示スタイルも見られます。それは、普通の市民生活に溶け込んだアイヌの人たちの実態を紹介したものであり、いまだにアイヌの伝統衣装を着て狩猟生活をしているのが本当のアイヌの人たちだと言わんばかりの主張に

に対する答えとも言えるものだと私は感じました。

ハワイでは、ハワイアンと言われるポリネシア系の人たちが、地域に住む人たちと分け隔てなく普通の生活をしていて、それに違和感を覚える人などは誰もいません。そう考えると、同化政策以前のアイヌの生活を維持していなければアイヌではないという批判が全くの的外れであると私は感じます。

4月から、私の地元・平取町内を經由する都市間バスの車内アナウンスにアイヌ語も挿入されることになりました。消滅の危機にあるアイヌ語をこのような形で広めていこうとすることに対し、心から応援したいと思います。

さて、本年は、北海道として記念すべき150年の節目に当たり、それに関するイベントも多く催されると承知していますが、アイヌ文化や言語に関しては、どのような形で扱う考えなのか、伺います。

次ですが、昨今のオリンピックにおける開会式などのイベントでは、その国の歴史や生い立ちにかかわるさまざまな民族の紹介などが、ショーの中に織り込まれています。

先日の平昌冬季オリンピックの開会式でも、そのような光景が見られました。これは、世界に、その地域や国の文化、そして民族のルーツを知らしめる絶好の機会だと捉えているからなのだと私は思います。

そこで、いよいよ2年後に迫った2020年東京オリンピック・パラリンピックでは、恐らくアイヌの舞踊などが紹介されるのではないかと想像しているのですが、いまだに具体的な動きは見られないと聞いています。

アイヌの踊りは、この広い北海道の各地で必ずしも統一されているものではありません。その点を解消するために、それなりの準備期間が必要ではないかと考えます。

私は、早い段階で国への働きかけが必要ではないかと思いますが、道の見解を伺います。

次の質問です。ICTの利活用について伺います。

IoTやビッグデータ、AIなどといったICT技術が進展し、実用化が急速に進む中、国においては、IoTの先端技術を、暮らしや産業など、さまざまな場面で活用し、人々が快適で豊かに生活できる超スマート社会、いわゆるSociety 5.0の実現に向けた取り組みを進める方針を打ち出しています。

こうした中、道は、次期北海道ICT利活用推進計画の策定に向けた検討を進めているところでありますが、人口減少や高齢化、経済のグローバル化など、本道が直面するさまざまな課題に的確に対応していくためには、ICT技術を積極的に活用し、道民の安全、安心な暮らしの確保、さらには、地域振興や産業の活性化などに向けた施策を積極的に進めていくことが重要だと考えます。

我が会派においても、会派内に設置したIT特命委員会において、経済界などと連携し、道内におけるIoT実装の推進に向けた検討を行うとともに、市町村の首長や議員、職員などを対象としたICTセミナーを開催するなど、ICTの利活用の促進に向けた取り組みを進めていると

ころであります。

そこで、以下、道の認識や取り組みについて伺ってまいります。

初めに、医療分野におけるICTの利活用について伺います。

広域分散型で、少子・高齢化が進行する本道において、安全、安心な暮らしを確保するためには、誰もが、住みなれた地域で適切な医療を受けられることが重要であり、その手段として、遠隔医療システムや医療情報連携ネットワークの導入などの取り組みを一層進めていくことが必要ではないかと考えます。

道内におけるこれまでの取り組みと課題、また、道として、今後、どのように取り組む考えなのかについて伺います。

次に、農業分野での取り組みについて伺います。

EPAやTPPなど、経済のグローバル化が加速する中、本道の基幹産業である農業の国際競争力の強化は待ったなしであり、持続的な成長を図るためには、農業機械の自動走行はもとより、センシング技術の活用などといった、スマート農業の取り組みをさらに推進し、生産性の向上や高付加価値化に向けた取り組みを進めていくべきだと考えます。

本道におけるスマート農業の現状と課題、そして、今後の取り組みについて、道の考えを伺います。

次に、働き方改革の分野での取り組みについてであります。

ICTを活用した働き方改革では、テレワークが最も代表的な事例だと思われませんが、新しいライフスタイルを推奨するとしても、固定観念にとらわれていては、なかなか普及が進まないと考えます。

テレワークの普及は、女性や育児世代の社会進出に弾みをつけるほか、移住、定住の促進にもつながり、都市部への人口一極集中の是正にも寄与するものと考えられます。

総務省の地域IoT実装推進ロードマップでは、2020年までに導入企業数を3倍にふやし、ふるさとテレワークの普及によって、地域において1600人の雇用を創出するとしています。

この数を多いと考えるか否かは見解が分かれるところだとは思いますが、北海道におけるテレワークの推進に関する課題と取り組みについて伺います。

国では、教育、医療・介護・健康、農林水産業、観光、防災など、九つの分野について、2020年度を目標年度とする地域IoT実装推進ロードマップを策定し、全国各地で、生活や産業のさまざまな場面における取り組みを展開しています。

本道においても、全道各地において、さまざまな分野での具体の取り組みが進められていると認識していますが、こうした取り組みをさらに全道に普及させ、その効果を北海道全体に波及させていく上で、道としての積極的な取り組みが必要であると考えます。

道は、現在策定中の北海道ICT利活用推進計画において、IoTやAIの活用などといった取り組みをどのように位置づけ、今後、どのように取り組んでいく考えであるのか、伺います。

次ですが、ICT利活用推進計画の原案では、その推進の基礎となる超高速ブロードバンドサ

ービスの利用可能世帯率が2015年3月末で99.9%となっていますが、私が住む地域では、光ファイバーが行き届いていない地域が点在し、この99.9%との数字は信じがたいというのが実感です。

地域の隅々にまでブロードバンドを普及させるには多額の費用を必要とするのも現実であり、それを解決するには、国などの支援を求めるとともに、次世代では、道路や電気、水道などと同様のライフラインの一つという認識を持つことが重要ではないのかと考えます。

今後のブロードバンド化に向けた整備促進に関する道の考え方について伺います。

次の質問です。庁舎の適正管理について伺います。

昨年末、兵庫県加古川市で、市議会議員が、市役所内で、職員に対して政党機関誌の購読を勧誘していたことがわかり、市が当該市議に対して是正を求めたということが報道されておりました。市の規則では、市庁舎内での物品の販売や勧誘などは市長の許可が必要とのことですが、当該市議は許可を受けていなかったということです。

以前にも、神奈川県鎌倉市、福岡県行橋市、長崎県佐世保市などでも同様の問題が表面化しています。各課でそれぞれ1部程度の購読なら理解もできますが、これらのケースでは、おおむね、係長級以上の職員のほとんどが購読しているということでありました。

また、西宮市議会で、自民党議員が、議員が市職員に購読を求めるのは心理的強制に当たるのではないかと指摘し、市長は、禁止を検討する旨の答弁を行っております。

道庁や出先機関などでも同様のことが起きていないかと危惧するわけではありますが、まずは、物品販売や勧誘に関する規則の有無、そして、政党機関誌などの勧誘と購読の実態について、道はどのように把握しているのか、また、調査はしているのか、伺いたいと思います。

最後に、教育長に伺います。

受動喫煙が健康に悪影響を及ぼすのは明らかであり、国においては、現在開かれている通常国会において、受動喫煙の防止を図るため、健康増進法の一部を改正する法律案を提出することを検討していると承知しています。

また、道議会でも、受動喫煙防止のための条例の制定を検討していましたが、現段階では見通しが立っていない状態であります。

私は、条例の制定にこだわらず、やれるところから取り組むという姿勢を支持したいと考えます。例えば、学校において、身近で喫煙行動を見せないこと、周りの大人がたばこを吸わない環境をつくるのが、喫煙防止教育とともに、受動喫煙による児童生徒の健康への悪影響を防ぐことになり、受動喫煙防止として非常に重要なことではないかと考えます。

そこで、学校における受動喫煙防止の取り組みについて、現状と今後の対応を教育長に伺います。

以上で、再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）藤沢議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会でのアイヌ文化の発信についてですが、我が国の先住民族であるアイヌの人たちが受け継いできた、自然を敬い、共生するという独自の文化を世界に向けて発信する上で、2020年の東京オリパラは絶好の機会であると認識をするものであります。

このため、道では、開会式等でのアイヌ文化の紹介について、さまざまな機会を通じて国などに要請するとともに、アイヌ協会と連携し、古式舞踊の統一プログラムの作成や踊り手の人材育成の支援などに取り組んできているところであります。

今後、道内各地や国内外で活発化してきている、アイヌ文化の魅力を伝えるさまざまな取り組みとも連動しながら、2020年東京オリパラ行事等での発信が実現できるよう、国などへの働きかけを強めるなどして、世界じゅうのより多くの方々にアイヌ文化への理解を深めていただけるよう、積極的に取り組んでまいる考えであります。

次に、テレワークの導入促進についてであります。テレワークは、仕事と家庭の両立など、働く方々それぞれの状況に応じた多様で柔軟な働き方を可能とするとともに、有能な人材の確保など、企業経営にも寄与することから、その導入を促進することは有用と考えているところであります。

一方、道の調査によりますと、企業におけるテレワークの導入の課題としては、労務管理の難しさや、システム環境整備に費用がかかることなどが挙げられているところであります。

道といたしましては、道内企業の導入事例や地域における取り組み例、国の支援制度などを紹介するとともに、ほっかいどう働き方改革支援センターにおける相談対応やアドバイザーの派遣などにより、テレワークの導入促進に努めてまいる考えであります。

最後に、ICTの利活用の推進についてであります。広域分散型の地域特性を有し、高齢化が進む本道において、安全、安心な暮らしの確保、産業の活性化を図るためには、道内各地で、IoTやAIといったICT技術を積極的に活用していくことが極めて重要と考えるものであります。

このため、道では、現在、策定を進めているICT利活用推進計画において、IoTやAIなどの活用を、重点的に取り組む施策として位置づけ、新年度、関係部局から成るワーキンググループを新たに設置するなど、庁内の連携体制を強化するとともに、経済団体などと連携し、道内におけるIoTの推進ロードマップの着実な推進に向けた取り組みについて検討を進めるなど、暮らしや産業を初め、幅広い分野においてICT技術の利活用が普及拡大するよう取り組んでまいる考えであります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総合政策部交通企画監黒田敏之君。

○総合政策部交通企画監黒田敏之君（登壇）外国人観光客によります乗り合いバスの利用の促進についてでございますが、本道においては、今後、新幹線の札幌延伸や国際航空路線の拡充など

により、外国人を初めとする観光客の増加が見込まれており、道内各地を安全、安心に移動できる乗り合いバス事業の充実は、2次交通整備の観点からも重要な課題と認識をしております。

このため、道では、十勝管内における周遊チケットの販売や、網走周辺における観光施設のクーポンがついたバスチケットの導入など、外国人観光客の方々のバスの利用促進に向けた取り組みを進めております。

道といたしましては、今後とも、国やバス事業者と連携しながら、地域の日常生活の交通手段としてはもとより、本道を訪れる外国人観光客の皆様が安心して円滑に移動できるよう、わかりやすい交通情報の提供や利便性の向上を図るなど、乗り合いバスの利用促進に積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 経済部観光振興監木本晃君。

○経済部観光振興監木本晃君（登壇）公衆浴場等でのタトゥー入浴制限に関しまして、温泉施設での対応についてでございますが、本道を訪れる外国人観光客の受け入れに当たりましては、それぞれの文化的な背景を十分に理解し、配慮していくことが重要と考えるところでございます。

温泉への入浴に関しまして、公衆浴場法では、入れ墨をしている方についての特段の規定はございませんが、過去に、施設側が入浴を拒否して問題となったことがあり、観光庁におきましては、平成28年3月に、入れ墨がある外国人旅行者の入浴に関する留意点や、入浴する時間帯を工夫するなどの対応事例を取りまとめ、道におきましても、全道のホテル、旅館団体等に周知したところでございます。

道といたしましては、今後とも、道内各地での対応状況の把握に努めますとともに、各種研修会などを通じて情報提供するなど、外国人観光客が道内旅行を楽しめる受け入れ環境づくりを進めてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総合政策部長佐藤嘉大君。

○総合政策部長佐藤嘉大君（登壇）アイヌ関連施策に関し、北海道150年事業についてでございますが、この事業では、本道が有するアイヌ文化などの固有の文化や歴史を振り返り、受け継いできた財産を次の世代につなげていくことを理念としており、明治期以降のさまざまな政策を通じて、アイヌの人たちが苦しい生活を余儀なくされたという歴史的な事実とともに、現代に生きるアイヌ文化の豊かさを発信することが重要と認識しております。

具体の取り組みといたしましては、松浦武四郎の調査記録や、アイヌ文化の復権に取り組んだ知里幸恵さんの功績を通じて、当時の生活の姿を伝えるほか、伝統舞踊や音楽、漫画作品、さらには、アイヌ文様を基調としたデザインなどを幅広く取り上げることを予定しております。

また、関連イベントにおいて、アイヌ語を守り、広げていくための機会を提供するなどして、実行委員会を初め、大学、企業、関連団体等とも連携しながら、未来志向で、アイヌ文化の理解の促進や普及につながる取り組みを展開してまいります。

次に、ICTの利活用に関し、超高速ブロードバンドの整備促進についてであります。広域分散型の地域構造を持つ本道において、情報通信基盤は、住民の暮らしや産業活動を支える社会資本であり、今後、IoTの実装を進める上でも重要な役割を担うと考えているところであります。

一方で、採算性が厳しい過疎地域などでは、市町村が、国の制度を活用し、ブロードバンドの整備を行っているものの、事業費の点などから取り組みがおくれている地域もあり、道といたしましては、国に対し、助成制度の創設や市町村への補助率の引き上げ等、支援策の充実に加え、固定電話などのサービスの確保のために運用されておりますユニバーサルサービス制度の財源配分について、超高速ブロードバンドも対象とするよう要望してきたところでございます。

道といたしましては、現在、策定を進めているICT利活用推進計画において、重点的に取り組む施策の一つとして情報通信基盤の整備を位置づけることとしており、今後も、他都府県などと連携を図りながら、超高速ブロードバンドの整備促進に向けて、国に積極的に働きかけてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 保健福祉部長佐藤敏君。

○保健福祉部長佐藤敏君（登壇）医療分野におけるICTの活用についてでございますが、広域分散で、医療資源の偏在が著しい本道におきましては、ICTの活用により、限られた医療資源を効果的に利用していくことが重要でございます。これまでも、患者情報の共有を図る医療機関相互のネットワークの構築や、遠隔医療システムの導入等の取り組みを支援してきたところでございます。

今後、地域医療構想の推進や、医療と介護が連携した地域包括ケアシステムの構築に向けまして、ICTを活用した取り組みを一層進めていく必要があると認識いたしております。

このため、道といたしましては、引き続き、地域の関係者に、すぐれた事例や効果を積極的に情報提供するほか、新年度から、システム導入に向けた専門家などのアドバイザーの活用に対しても支援するなどいたしまして、ICTのさらなる利活用を促進してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 農政部長小野塚修一君。

○農政部長小野塚修一君（登壇）ICTの利活用に関し、スマート農業の取り組みについてでございますが、本道では、人工衛星からの信号をもとに正確な作業を支援するGPSガイダンスシステムや自動操舵装置、酪農における搾乳ロボットの導入が進んでおりますほか、経営管理ソフトや、施設園芸における高度な環境制御技術など、幅広い技術に関心が高まっております。

その一方で、これらの先進技術を地域の営農体系に具体的にどう取り入れて活用していくかが、現場での推進課題になっているところでございます。

こうした中、道といたしましては、地域の技術導入に向けた検討を支援するため、農業団体等と協力して、セミナーや技術展示に取り組んでおり、さらに、平成30年度には、地域をリードす

る人材の育成に向け、道立農業大学校で実施している研修を拡充するなどいたしまして、本道農業の超省力生産や高品質生産を加速化するスマート農業を積極的に推進してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総務部長中野祐介君。

○総務部長中野祐介君（登壇） 庁舎管理についてであります。道の庁舎や敷地内における物品の販売、勧誘は、北海道庁舎等管理規則におきまして、庁舎管理者の許可を要する行為として定められているところでございまして、道の事務事業の遂行や職員の福利厚生に資すると認められる場合などに限り、公務の執行に支障が生じない範囲内において、物品の販売等を許可しているところでございます。

道といたしましては、これまで、庁舎内などにおける政党機関誌の勧誘・販売行為を許可した事例はございません。また、庁舎内での勧誘行為等の有無についても承知をしていないところでございます。

いずれにいたしましても、道といたしましては、今後とも、規則の適切な運用に努めまして、庁舎等の秩序の維持を図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 教育長柴田達夫君。

○教育長柴田達夫君（登壇） 藤沢議員の御質問にお答えをいたします。

学校における受動喫煙防止の取り組みについてでございますが、道教委としては、健康増進法の趣旨を踏まえ、受動喫煙の影響を受けやすい成長期にある児童生徒の健康への影響を防ぐとともに、喫煙防止教育を進める上でも、敷地内全面禁煙の取り組みを進めることが極めて重要であると考えており、道立学校においては、平成16年度から全校において実施をいたしているところでございます。

また、小中学校においては、市町村教育委員会によって対応は異なっておりますが、全体の約8割の学校で敷地内全面禁煙措置が講じられているところでございまして、道教委としては、関係する市町村教育委員会に対し、学校における敷地内全面禁煙の速やかな実施をさらに働きかけてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 藤沢澄雄君。

○63番藤沢澄雄君（登壇・拍手）（発言する者あり） 御答弁をいただきましたが、数点、指摘をさせていただきます。

まず、乗り合いバスの収益向上に関する取り組みは、外国人観光客を取り込むという新たな視点での事業とのことでした。

今後の地域の交通を考えると、規制緩和によるライドシェアなども排除することなく、さまざまな資源を生かすという発想のもと、可能性をさらに深めるための検証や取り組みを続けて



いただきたいと思います。

次に、アイヌ関連施策についてですが、白老町の民族共生象徴空間を核として、全道で、地域の個性を生かした活動が今後も活発に推進されることを願いますが、アイヌ語の普及に関しては、まだまだ課題も多いと聞きますので、今後の取り組みに期待をしたいと思います。

I C Tの利活用に関して、関連するさまざまな分野について質問をさせていただきましたが、その可能性を認識しつつも、それが普及するまでにはもう少し時間を要するのかなという印象を受けました。

新しい分野への挑戦は、その必要性や優位性をどれだけ感じられるかという点で、個人の認識の違いが大きく、成功事例があって徐々に普及していくというのがよく見られるパターンではありますが、それでは時間を要してしまうので、先駆的な取り組みをする自治体などにはインセンティブを与えるような考えがあってもよいのではと私は思います。

また、道の働き方改革に関する取り組みは、まだ緒についたばかりという印象を受けました。特にテレワークなどは、労務管理など、さまざまな課題があることは十分に承知しています。

しかし、どの分野でも課題となっている人手不足の解消という視点で、子育て世代などの取り込みという発想は十分に考えられるのではないかと思うのであります。若い世代の声を積極的に取り入れて改革を進めることをお願いしたいと思います。

ブロードバンドのハード面の整備に関しては、私は、議員になりたての15年前から、その支援強化などを訴えてきましたが、まだまだラストワンマイルの課題は地方で存在しています。

しかし、地域によっては、私が言うように、ライフラインの一つという認識を抱いて、みずから積極的に投資する自治体があることも事実です。その考えが当たり前になるように願ってやみません。

続いて、道庁内での政党機関誌の販売や勧誘に関してですが、答弁では、勧誘などは承知していないとのことですが、実際には、個人の判断としてなのかもしれませんが、多くの職員の方が購読をしているようです。

今後、仮に、他府県のように、心理的強制ということについて情報が寄せられた場合には、全庁規模の調査を行うべきだと私は思いますので、御検討をよろしくお願いたします。

最後に、教育長からは、市町村立の学校敷地内での全面禁煙に対する前向きな御答弁をいただきました。

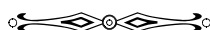
道立学校でできているのに、市町村教育委員会所管の2割の学校でまだ実施されていないというのに驚きを禁じ得ません。速やかに100%達成されるよう、お願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 藤沢澄雄君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後0時5分休憩



午後1時10分開議

○議長大谷亨君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

北口雄幸君。

○65番北口雄幸君（登壇・拍手）（発言する者あり）通告に従いまして、順次質問を行います。

まず、農業政策と地方創生について伺います。

北海道は、農業を基幹産業としております。一方で、TPP11や日EU・EPAによる影響を最も受ける地域でもあります。

知事は、将来の北海道農業の姿をどのように描いているのか、まず伺います。

知事は、人口減少に対する対策を政策の最重要課題に取り上げ、さまざまな取り組みを進めていますが、地方の人口減少が顕著であり、そのことは、農家戸数、農家人口の減少と一致するのではないかと思っています。

国は、新たな国際環境のもとにあつて、競争力の強化と言いながら、規模拡大を強力に推し進め、小規模農家の切り捨てを行ってきました。

それに呼応するように、道としても、国の思惑どおりに規模拡大路線に走り、結果として、農家人口の減少が地方の人口減少を加速させたものと私は認識していますが、知事の見解を伺います。

TPP11や日EU・EPA交渉による影響について、国の試算では、小麦や乳製品、牛肉、豚肉などを中心に、関税撤廃等により価格が低下し、生産額は減少するが、生産量は確保できるとしています。

関税撤廃等によって価格が低下するということは、新たな農産物の輸入がふえるということであり、そのシェアは外国産に置きかわり、生産量にも影響が出るものと思われませんが、知事の認識を伺います。

平成28年に策定した第5期北海道農業・農村振興推進計画では、10年後、つまり平成37年度における主要品目ごとの生産努力目標を定め、その生産努力目標の設定を踏まえ、北海道における食料自給率をカロリーベースで258%としています。

このたびのTPP11や日EU・EPAの交渉によって、生産額の減少は避けられない状況であり、そのことなどを考慮すると、生産努力目標が大きく狂うことになると思いますが、このたびの貿易交渉を受け、これらの努力目標や自給率などの見直しを検討するのか、伺います。

国は、農業改革の一環として、農業競争力強化プログラムを定め、生産資材価格の引き下げや農産物の流通・加工構造の改革を初め、13項目について取り組み、さらなる農業の競争力の強化を実現するとしています。

特に、生産資材価格の引き下げについては、農水省の補助金を受けた会社がインターネットで検索できるサイトのAGMIRUを開設し、そのAGMIRUの紹介を農政事務所が農家に郵送で直接お知らせしています。民間ベースの仕事について、国の税金でサイトをつくり、そのサイ

トをお知らせするのは、何か強い圧力を感じるところであります。

私は、このような影響を受け、地域のスタンドや食品販売、金融の提供など、地域生活のインフラを担っている農協が弱体化するのではないかとの危惧を抱いています。

経済産業省では、市町村ごとのガソリンスタンドの状況として、3カ所以内のSS過疎地の状況を毎年公表しています。それによると、道内では、SSがゼロの市町村はありませんが、1カ所が8町村、2カ所が23町村、3カ所が31町村と、合計62の町村がSS過疎地となっています。

これら62町村のSS過疎地で、農協が運営しているSSが何カ所存在し、農協が弱体化したときの影響などをどのように認識しているのか、伺います。

次に、獣医師の確保について伺います。

一昨年12月、道内の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザに罹患した鶏が確認され、極寒の中、28万羽を処分したことは記憶に新しいところですが、そのとき、大変な役割を担っていただいたのが公務員獣医師の皆さんであります。

しかし、公務員獣医師は、保健福祉部や農政部などでの必要数の536名に対し、466名しか配置されておらず、70名の欠員とのことであります。

公務員獣医師の確保は長年の課題であります。今日まで、どのように取り組んできたのか、まず伺うとともに、なぜ欠員が埋まらないのか、伺います。

北海道は酪農王国です。特に、牛乳は全国の半分を生産し、本州の酪農家の離農が進んだことから、昨年度は年間で40万トンを超えて他都府県に移出したと報道されています。

しかし、道内の農業共済組合では、産業動物獣医師の募集定員に応募が満たず、退職者の雇用を延長して、何とか獣医師を確保している実態と承知しています。

そこで、知事は、このような産業動物獣医師の実態をどのように認識しているのか、伺います。

国の平成30年度予算では、獣医療提供体制整備推進総合対策事業として、1億8900万円の予算で、地域の産業動物獣医師を目指す獣医系大学の学生に対しての修学資金の貸し付けや就業支援を行おうとしています。

具体的には、獣医系大学に合格した学生に対し、月額で18万円を上限として、最長で6年間にわたり、修学資金と入学金等を貸し付けようというものであります。

私は、このような取り組みは、公務員獣医師や産業動物獣医師を確保するには有効な手段と考えますが、知事の見解を伺います。

次に、JR北海道の路線問題について伺います。

道は、今後の交通政策を進めるため、仮称ではありますが、北海道交通政策総合指針の原案を策定しました。この中の「鉄道網の展望」では、JR北海道が見直しの対象とした13線区について、地域協議会の検討状況を掲載するにとどめています。

高橋知事は、インバウンドの増加も含め、北海道における将来の鉄道網をどのようにイメージしているのか、伺います。

指針において、「道民の暮らしや経済活動を支える公共交通ネットワーク」では、道央・道南地域、道北地域、道東地域の三つの交通ネットワーク形成圏を設定していますが、これらをしっかりとつなぐ必要があります。

現在、道北地域と道東地域を結ぶ唯一の鉄道路線であるJR根室線の東鹿越駅から新得駅間が、一昨年の大雨災害以来、不通になっていますが、これらの取り扱いも含め、道北地域と道東地域を結ぶ鉄道の役割について伺います。

宗谷本線活性化推進協議会では、昨年12月に、今後の方向性として、「国防・国土保全・生産空間の観点」「教育・医療・ビジネス利用の観点」「観光・交流人口の観点」から、宗谷線を維持すべきとの中間報告を取りまとめましたが、この中間報告に関する道の認識を伺います。

平成28年2月、会計検査院は、北海道、四国、九州の各旅客鉄道株式会社の経営状況等についての報告書をまとめました。この中では、JR北海道とJR四国に対し、「修繕や設備投資を計画的に行うための財源とするなど、経営基盤の確立に向けて、経営安定基金資産のより有効な活用を検討すること」との指摘を行いました。

道は、会計検査院のこの指摘に関してどのような認識を持っているのか、伺います。

既に、他の議員の質問でも、観光資源を活用した取り組み、つまり観光列車の運行については議論されていますが、私も、もっと積極的に取り組まなければならない課題と考えています。

この広大な北海道は観光資源の宝庫であり、その観光資源をいかに活用するかも課題であると同時に、観光資源とマッチした観光列車を運行することも必要と考えます。

具体的には、雄大な北海道にはSLが特にマッチし、雪の中を勇壮に走るSLの姿を想像しただけでも興奮を覚えるほどです。

しかし、JR北海道が保有するSLは、東武鉄道に貸し出し、栃木県の東武鉄道鬼怒川線の12.4キロメートル区間で、昨年の8月10日から年度末までに100日間運行することにし、大変な人気を博しているとのことでもあります。

私は、このような取り組みについて道民の理解を求め、道が主体的に取り組むことが求められると思いますが、このようなSLの運行に対する知事の見解と支援のあり方を伺います。

次に、組織機構について伺います。

知事は、新年度の定期人事異動に合わせ、アイヌ政策監を配置するとの考えを示されましたが、これによって、8名の部長に対し、10名の監が配置されることとなります。

まずは、監の配置基準をどのように定めているのか、伺います。

私は、組織というのは、よりスリムで簡素であるべきと考えます。

知事は、この間、行財政改革の一環として、賃金を引き下げ、職員数適正化の名のもとに、大幅な職員削減を断行してきました。一方で、今回のように、部長の人数よりも多い監を配置するなど、組織の原則から外れた、頭でっかちの組織となっていくのではないかと感じているところでもあります。

私は、部長級ばかりをふやすよりも、現場で仕事をする職員をしっかりと確保することが、組織

の正しい姿だと思いますが、知事は、どのようなお考えのもとで、このような組織編成を行うのか、本来の組織とはどのようなものと考えているのか、北海道のリーダーとしての見解を伺います。

最後に、地域医療の確保について伺います。

道では、新たな北海道医療計画の策定に当たり、各関係者との間で議論を進められていると承知しています。

また、介護保険事業計画との整合性を確保するための議論も同時に行われており、そのような中で、医師確保を初め、医療従事者の確保が懸念されるとの重要な意見が出されています。

さらに、公的医療機関等2025プランも策定され、公的、民間、公立の医療機関などによる連携など、各2次医療圏での調整会議が開催されており、地域医療を守るための道の役割は重要であり、地域のコンセンサスを得て、地域事情に即した計画とすることが求められています。

私たち民進党・道民連合会派では、「北海道内における公立病院の役割と地域医療の確保」として提言を策定し、道内の公立病院へ配付しており、今後、大きな議論を巻き起こしたいと思っております。

医師確保は、公的、民間、公立に関係なく、厳しいことではありますが、課題の解決に向けた対案として、今後も議論を進めていきたいと考えています。

これらを念頭に、医師確保や診療報酬改定の影響について質問します。

医師確保を進めるためには、地域偏在、診療科偏在の背景と原因を探り、医師の働き方改革、長時間労働の解決に焦点を当てて取り組む必要があります。

道の取り組みの一つとして、北海道医療対策協議会において、具体的な対策の協議検討をしております。もちろん、医療対策協議会の代表は知事であります。やはり、その代表である知事が先頭に立って医師を確保すべきですが、何年も経過しているにもかかわらず、いまだに、どの地域においても医師不足が解決されていない現状となっております。

現在、策定に向けて議論している新たな北海道医療計画では、より具体的に医師確保の手法について記載すべきと考えています。

まず、知事として、医師確保の先頭に立つことに関して、本当に認識と自覚をしているのか、結果として、この間、確保できていない現状の責任について何うとともに、新たな北海道医療計画において、医師確保についての知事としての決意があらわされているのか、まず伺います。

地域偏在や診療科偏在に対して、北海道医療勤務環境改善支援センターと連携するとしていますが、先月まで行われていた、支援センター業務委託のプロポーザルでは、その業務内容として、偏在解消の件については触れられていません。やはり、偏在の最大の解決方策は勤務環境の改善だと思うのです。

私としては、医師などの医療技術者の労働環境の改善は当然のことではありますが、支援センターと連携するだけでは、偏在の解消にはつながらないと考えています。道が、主体性を発揮し、国や医育大学と連携し、よりこの地域に合う方策を考えることが本来の役割ではないでしょう

か。

医師の偏在の解消に向けた具体的手法と知事の決意を伺います。

地域医療を守るためにも、医療機関の広域的な連携が必要となっています。地域医療構想調整会議での議論や、自治体病院等広域化・連携構想に係る議論についても、これまで道は待ちの姿勢となっていることを指摘しなければなりません。

地域には厳しい現状があり、これからは、道が、積極的に地域議論に参加し、主体的役割を担うべきと考えますが、広域連携に向けた考え方と道の役割について伺います。

今年度は、診療報酬と介護報酬が同時に改定されますが、各病院では、改定に合わせて、さまざまな作業を進めている状況です。

徐々に同時改定の内容が明らかになってきていますが、これらの改定が医療と介護の連携にどのような影響を与え、それをどう生かすことができるのか、道の見解を伺います。

地方では、医師確保と同時に大変なのが、看護職員の確保です。

新たな北海道医療計画の看護職員の項目では、「看護職員の離職の状況を見ると、看護職員全体での離職率は10%前後、新卒看護職員の離職率は6%前後となっており、一般労働者や医療福祉業に比べ、低く推移しています。」と記載されています。

道は、一般労働者や医療・福祉業との離職率の比較は参考だとしていますが、看護師等の資格者と、一般労働者や、同じく資格が必要な医療・福祉業を、参考であっても比較すること自体、道として真剣に看護職員を確保する気があるのかと誤解を招くことになります。

看護師等だけではなく、資格者の離職の損失をどう見ているのか、全く理解ができません。

看護職員を初め、医療従事者の離職は大きな社会的損失であるとの認識を持ち、離職防止に向けた取り組みをしっかりと進める必要があると思いますが、知事の見解を伺い、再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）北口議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、農業政策と地方創生に関し、まず、将来の北海道農業の姿についてであります。本道の農業、農村は、農家戸数の減少や農業従事者の高齢化、労働力不足などの課題に直面するとともに、TPP11、日EU・EPAによる関税の撤廃や削減などの影響が懸念されるところであります。

こうした中、道といたしましては、第5期農業・農村振興推進計画に基づき、担い手の育成確保を初め、安全、安心な食の供給体制の整備や農業の高付加価値化、農地等の基盤整備など、各般の施策を積極的に推進し、専門的な家族経営を主体に、若い担い手が将来に希望を持ちながら、稲作や畑作、酪農、畜産など、地域の特色を生かした多様な経営が展開され、安全、安心で良質な食料を安定的に供給するとともに、地域の経済や雇用を支える基幹産業としての役割を發揮する本道の農業、農村を守るという強い決意で取り組んでまいります。

次に、TPP11などに関し、生産努力目標等への影響についてであります。将来的に世界の食料需給の逼迫が懸念される中、国内において農業生産を増大し、食料自給率の向上を図ることは、国民生活の安定を図る上で重要と認識いたします。

このため、道では、第5期農業・農村振興推進計画において、我が国で最大の食料供給地域である本道が食料自給率の向上に最大限寄与できるよう、生産努力目標を設定したところであります。

こうした中、道といたしましては、TPP11や日EU・EPAの影響に関しては、体質強化対策や経営安定対策などにより、引き続き生産量が維持できるものと見込んでいるところであり、担い手の育成確保や農地等の基盤整備など、各般の施策を効果的に展開し、第5期計画に掲げる生産努力目標や食料自給率の目標の達成が図られるよう、力を尽くしてまいります。

次に、獣医学生への修学資金の貸与についてであります。国は、畜産関係団体が、獣医師の確保に向けて、産業動物獣医師に就業することを条件に、学生に対して修学資金を貸与する事業に助成を行っているところであり、全国的には、現在、17の県の民間団体などが、この事業を活用し、獣医師確保に取り組んでいるところと承知いたします。

道といたしましては、本事業の活用も含め、獣医師の確保に向けた取り組みについて、関係団体等と連携しながら、検討の場を設けてまいる考えであります。

次に、JR北海道問題に関し、まず、鉄道網のあり方についてであります。広大な北海道において、鉄道は、道民の皆様の暮らしや産業経済を支えるとともに、国内外の多くの方々が利用する重要な交通基盤であり、本道の社会経済や交通環境が大きな転換期にある中、2030年ごろの北海道を力強く支える鉄道網を実現するためには、鉄道事業者や行政、住民などが、おのおのの役割を認識し、相互の理解と協力のもと、一体となって取り組みを展開していくことが必要不可欠と考えるところであります。

道といたしましては、今後、JR北海道の徹底した経営努力を前提に、国の実効ある支援とともに、地域として可能な限りの協力、支援を行いながら、持続的な鉄道網の確立に向けて取り組む考えであり、一方で、観光列車の運行による広域観光の促進や、新千歳空港へのアクセス輸送といった、利便性の向上に向けた取り組みを進めるなど、本道のさらなる発展を形成する鉄道網の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

次に、観光列車の取り組みについてであります。道では、国内外との交流人口の拡大を図るため、鉄道や観光に知見を有する有識者による検討会議を設置し、北海道にふさわしい観光列車の運行に向けて議論を行うとともに、本年度は、モニターツアーを実施し、ツアー参加者や自治体に対するアンケート調査を初め、運行に係る経費などについて、検討を進めているところであります。

SLの運行は、観光資源として魅力的であるものの、運行体制の整備を初め、車両維持のための部品調達や膨大な運行経費など、多くの課題があるものと認識をしておりますが、一方で、JR北海道が釧網本線で運行する「SL冬の湿原号」が、道内外からの観光客に人気を博している

ところで、地域活性化に資する有効な手段となっておりますことから、道といたしましては、今後とも、JR北海道や地域と連携を図りながら、北海道の観光資源を活用した魅力ある観光列車の運行に向けて、引き続き検討を進めてまいりる考えであります。

次に、道の組織編成についてであります。道では、簡素で効率的、機動的な組織機構を基本としながら、その時々々の行政課題に迅速かつ的確に対応できるよう、毎年度の組織機構改正において、必要な体制の整備に努めているところであります。

道政課題が複雑化、専門化し、部長職を初め、幹部職員が担う職務の困難さがより一層増してきている中、道では、その時々々の重要課題に応じて、部長相当職である監の配置や、担当する局や課を再編するなどして、幹部職員のリーダーシップと行動力のもと、道庁が総合力を発揮できるよう、業務執行体制の充実強化に取り組むこととしているところであります。

道といたしましては、今後とも、限られた人員の中で、社会経済情勢の変化やさまざまな行政課題に柔軟に対応できるよう、必要な庁内体制の整備を図りながら、質の高い行政サービスの提供に努めてまいります。

次に、地域医療に関し、まず、医師確保対策についてであります。私といたしましては、広域分散で、医療資源の偏在が著しい本道において、医師確保を喫緊の重要課題として、その確保に取り組んできているところであり、新たな医療計画の策定に当たっては、道全体の医師数確保対策、地域・診療科間のバランスのとれた医師確保対策、医師不足が顕著な地域・領域への対策、総合診療医の養成・活用対策の四つの柱を施策の方向として定め、取り組むこととしているところであります。

道といたしましては、医師不足や地域偏在の解消に向け、医療対策協議会で十分に協議しつつ、医育大学、医師会などの関係機関等と一体となって、より実効性のある施策を実施するなどして、医療計画を推進してまいりる考えであります。

次に、医療機関の広域連携についてであります。広域分散で、医療資源が偏在する本道において、高齢化の進行や疾病構造の変化を見据えた効率的な医療提供体制を構築するためには、医療機関相互の機能分担や連携体制の構築を進める必要があり、地域医療構想を踏まえ、地域の関係者が幅広く参加する地域医療構想調整会議において、十分な協議を行っていくことが重要であります。

このため、道といたしましては、圏域ごとの調整会議において、他の地域のすぐれた事例と、その効果や各種データ等の情報提供を行いながら、病床機能の分化、医療機関相互の連携に向けた具体的な方策などについて、より積極的に議論を進め、地域の実情に即した医療提供体制の確保に取り組んでまいりる考えであります。

最後に、看護職員の確保についてであります。道といたしましては、地域の看護職員の就業定着を進めるため、医療機関における、新人職員の早期離職を防ぐための研修の実施や院内保育所の運営、多様な勤務形態の導入に対する支援に努めてきたところであります。

急速な高齢化が進展する中、在宅医療の推進など、地域包括ケアシステムの構築に向けて、看



護職員の離職は、地域にとって大きな損失であると認識をするものであり、養成、就業定着、再就業促進、人材育成を施策の柱として、医療勤務環境改善支援センターの有効活用による勤務環境の改善や、ワーク・ライフ・バランスの推進などに努め、看護職員の安定的な確保に総合的に取り組んでまいりる考えであります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 農政部長小野塚修一君。

○農政部長小野塚修一君（登壇）最初に、農家人口の減少と地方創生についてでございますが、本道においては、農業者の高齢化や後継者問題などにより、農家戸数は年々減少し、これに伴い、農家の人口も減少が続いております。

一方、離農した農家の農地については、制度資金や農地流動化施策などを活用し、主として周辺の農家が取得してきたことにより、経営規模の拡大が進展し、生産性の向上などが図られてきているところでございます。

本道では、農業とその関連産業が、多くの地域において基幹産業となっておりますことから、農家戸数や農家人口の減少は、地域全体の人口減少に結びついているものと考えており、道としては、農業、農村の担い手の育成確保や高付加価値農業の推進など、家族経営の維持発展に向けて、積極的に取り組んでまいりる考えでございます。

次に、国際貿易交渉による道内農産物への影響についてでございますが、道では、TPP11及び日EU・EPAについて、関税削減等の影響で、価格低下による生産額の減少が生じるものの、体質強化対策による生産コストの引き下げ、品質向上などを通じ、生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されると見込んでいるところでございます。

協定の発効により、関税などは段階的に引き下げられ、長期にわたって対応が必要となりますことから、関係団体とも連携し、生産者や地域の方々の声などを踏まえ、本道への影響について継続的に把握いたしますとともに、いかなる国際環境下においても、本道農業の再生産が可能となるよう、TPP等関連施策を有効に活用し、酪農、畜産、畑作などの生産供給体制の整備はもとより、生産性の向上に向けた農地等の基盤整備や、工房チーズの品質向上、国内外への販路拡大など、本道農業の競争力強化に向けた施策の展開に取り組んでまいります。

次に、農協が運営するサービスステーションなどについてでございますが、SS過疎地は、市町村内のサービスステーション、いわゆるSSの数が3カ所以下の自治体と定義されており、平成29年3月現在、本道でこれに該当する62町村におけるSSの147カ所のうち、農協が運営するものは54カ所となっております。

農協は、農産物の安定生産や組合員の所得の向上はもとより、SS、スーパー、金融店舗など、地域の暮らしを支える重要な役割を担っておりますが、JAグループ北海道としての自己改革の指針に基づき、各農協等が、収益の向上や生産資材のコスト削減などの取り組みを進めており、道としては、こうした取り組みが着実に実行され、農業者の皆さんの所得向上と農村地域の

活性化に寄与するよう、関係機関等と連携して取り組んでまいりたいと考えてございます。

次に、獣医師の確保対策等についてでございますが、我が国で最大の酪農・畜産地域である本道においては、安全で安心な畜産物の生産、供給を図る上で、獣医師の役割は大変重要であると考えております。

このため、道では、獣医師の確保に向けて、これまで、給与面での処遇改善や採用年齢制限の引き上げ、全国の獣医系大学での就職説明会の開催、さらには、インターンシップの受け入れなど、さまざまな取り組みを進めてきているところでございます。

しかし、現在、道職員の獣医師については、必要人数を十分確保できていない状況にあり、その主な要因は、近年、獣医系大学の学生が、犬や猫などの動物病院への就職を希望する傾向が強いこと、道内各地の転勤を伴う職場を敬遠することなどによるものと考えております。

最後に、産業動物獣医師の実態についてでございますが、道内の五つの農業共済組合における獣医師の数は、平成29年4月現在、再雇用や嘱託獣医師の41名を含めて735名と、近年ほぼ横ばいで推移しておりますが、獣医師の募集が必要な状況となっており、本道の酪農、畜産の安定的な発展を図る上で、獣医師の確保は極めて重要な課題であると認識しております。

こうした中、北海道農業共済組合連合会では、これまで、獣医系大学への就職説明会、講師の派遣など、学生への働きかけを行いますとともに、既卒者で獣医師資格を有する者には、ホームページでの募集などを通じて、通年採用を行うなど、獣医師の確保に向けた取り組みを進めていると承知しております。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総合政策部交通企画監黒田敏之君。

○総合政策部交通企画監黒田敏之君（登壇） J R北海道問題に関し、まず、圏域間のネットワークについてでございますが、交通政策総合指針におきましては、人や物の動き、地域間のつながりの観点から、一定の地理的な範囲を三つの交通ネットワーク形成圏として設定してございます。

今後は、それぞれの圏域におきまして、交通事業者を初め、関係者が一体となって、インバウンドの加速化やシームレスな交通の実現などに向けた取り組みを進めますとともに、圏域間の連携を深めながら、北海道全体の活性化を促進する公共交通ネットワークを実現していくことが重要と考えてございます。

道といたしましては、指針の考え方も踏まえ、J R根室線の富良野—新得間においては、圏域間のネットワーク形成や今後の活力ある地域づくりの観点に十分配慮しながら、地域の皆様とともに、利便性が高い最適な交通ネットワークの確立に向け、検討協議を進めていく必要があると考えてございます。

次に、J R宗谷線の名寄—稚内間についてでございますが、宗谷本線活性化推進協議会では、これまで、シンポジウムや、道と沿線自治体による利用実態調査などを実施するとともに、線区に関する客観的なデータなど、道が有するさまざまな情報を提供しながら、鉄道網のあり方

について検討協議を行ってきており、昨年12月には、道とともに、費用負担のあり方も含め、鉄道網の維持に向けて検討していく旨の考え方を示した中間報告を発表したところでございます。

道といたしましては、今回の中間報告は、国、道、市町村など、幅広い関係者が、鉄道が果たす多様な役割を踏まえながら、地域の将来を見据えた鉄道網のあり方について、真摯に議論を積み重ねられた結果であると受けとめており、引き続き、沿線自治体の皆様と連携しながら、線区の実情や特性を踏まえた検討協議をさらに進めてまいります。

最後に、経営安定基金についてでございますが、平成28年2月に公表された会計検査院の報告書におきましては、経営安定基金のより効率的な運用や有効な活用を検討するよう、JR北海道に求めたところでございます。

極めて厳しい経営状況にありますJR北海道の経営再生に向けては、JR北海道みずから、グループ会社も含めた徹底した経営努力を行うことが必要不可欠であり、道といたしましては、会計検査院からの指摘も踏まえ、引き続き、JR北海道に対し、経営情報のさらなる開示やグループ会社からのより一層の配当などの徹底した経営努力を行うよう、強く働きかけてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総務部職員監梅田禎氏君。

○総務部職員監梅田禎氏君（登壇）道の執行体制についてであります。道政が直面する重要課題の解決に向けましては、道民の皆様の意見の把握に努めながら、迅速的確かつ丁寧な対応が求められ、これまで以上に、幹部職員が適切な役割分担と責任のもと、よりスピード感を持って取り組むことが必要であります。

こうした中、道では、これまで、人口減少問題対策を初め、安全、安心な社会づくり、食や観光の振興など、重要課題に応じて、特定分野を担当する部長相当職である監を設置し、専門性の高度化や意思決定の迅速化のほか、関係機関・団体等との調整機能の強化に努めてきたところであります。

今後とも、その時々の課題を的確に把握しながら、道の組織が総合力を発揮できるよう、必要な執行体制の充実強化を図ってまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 保健福祉部長佐藤敏君。

○保健福祉部長佐藤敏君（登壇）地域医療の確保に関し、まず、医師偏在対策についてでございますが、道では、これまで、自治医大卒業医師や地域枠医師の配置、ドクターバンク事業、医育大学に設置する地域医療支援センターからの医師派遣など、医師確保対策に幅広く取り組んできているところでございます。

現在、国では、医師の地域偏在の解消に向け、関係法の改正の議論が進められておりまして、道といたしましては、こうした国の動向も十分注視しつつ、医療対策協議会で十分な協議を進めていく考えでございます。

また、地域枠制度のより効果的な運用について検討を重ねるとともに、新専門医制度における地域の連携施設の整備に取り組みますほか、引き続き、地域における医療機関の勤務環境の改善に積極的に取り組むなど、医育大学や医師会などと緊密に連携しながら、医師確保対策を一層推進してまいりる考えでございます。

次に、診療報酬等の改定についてでございますが、このたびの改定は、いわゆる団塊の世代が全て75歳以上となる2025年を見据え、どこに住んでいても、適切な医療、介護を安心して受けられる社会の実現を目指し、検討が進められたものと承知いたしております。

この報酬改定により、今後、医療と介護の連携の一層の推進や、質の高い在宅医療、訪問看護の確保など、地域における医療・介護ニーズに対応したサービスの提供が、各医療機関などにおいて進められることが期待されるところでございます。

道といたしましては、今後とも、医師会など関係団体と情報交換を行いまして、医療機関等への影響も把握しながら、地域の実情に即した地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 北口雄幸君。

○65番北口雄幸君（登壇・拍手）（発言する者あり）知事から答弁をいただきましたが、指摘を交えて、再質問をします。

まず、農業政策と地方創生についてであります。知事は、農家戸数も農家人口も減少していることは認識しているが、規模拡大により生産性が向上しているとの答弁をされました。これでは、国が目指す方向と何ら変わらず、人口減少を食いとめることはできません。

高橋知事が就任した平成15年の農家戸数は5万9080戸で、就任から15年が経過した現在は3万6300戸と、知事在任中に2万3000戸も離農したことになるのです。

知事は、地方における農家減少が人口減少につながることを正しく認識し、家族農業を中心に、小規模農家でも持続可能な営農ができる体制を確立することが必要と考えるべきであり、道は、その主体的役割を果たすことが求められていることをまず指摘させていただきます。

国際貿易交渉による影響について伺いました。

私は、とりわけ日EU・EPA合意における乳製品の行方が心配なのです。それは、ソフト系チーズについて、3万1000トン輸入することを受け入れたからであります。

国は、国産チーズの生産拡大と両立できる範囲内にとどめたとの説明をしていますが、仮に、3万1000トンのチーズが全て外国産に置きかわるとしたならば、北海道酪農には大きな影響があるものと思われま。

3万1000トンのチーズの量は、生乳に換算すると、10倍の31万トンに相当します。31万トンの生乳を生産するためには、1頭で1万リットル搾乳できる乳牛を60頭飼育している家族酪農家が517戸必要になります。現在の北海道における酪農戸数は6310戸であり、8.2%の酪農家が影響を受けることになるのです。

また、私は、以前、デンマークを視察させていただきましたが、デンマークでは、1ヘクタール4万円相当の直接支払いが行われ、さらに、冬でも5センチメートルほどの積雪であるため、通年で放牧できるとのことです。このような環境から、デンマークでの乳価は日本の半分ほどであり、もちろん乳製品も安く流通しています。

しかも、ヨーロッパの伝統あるブランド力を考えると、輸入量の大部分が国内産と置きかえられるのではないかと危惧を抱くのは私だけではないと思います。

このような状況を知事としてどのように認識しているのか、伺います。

次に、獣医師の確保についてであります。答弁では、国の事業の活用も含め、関係団体等と連携しながら検討の場を設けるとのことでしたが、これは、獣医師の確保に向けた検討会を新たに立ち上げると理解させていただきます。

公務員獣医師及び産業動物獣医師の確保に向け、関係団体と連携し、しっかり取り組むことを指摘しておきます。

J R北海道の路線問題に関し、観光資源を活用した取り組みについてであります。J R北海道が所有しているS Lが栃木県の鬼怒川線で活躍しているお話をさせていただきましたが、私は、この事実を知ったとき、とても悲しく寂しい気持ちになりました。

S Lこそ、雄大な北海道にぴったりマッチしたものだと思っています。そのような取り組みに対して、道内はもとより、全国からの支援などを求めながら、道が主体的な役割を担い、道民がわくわくするような取り組みをぜひ行ってほしいと指摘します。

次に、組織機構についてであります。新年度から、8部に対し、10名の監が配置されることになり、組織としては、頭でっかちな、いびつな形であることを指摘させていただきました。

本来、組織とは、知事や道庁の都合で変えるものではなく、道民ニーズによって組織のあり方を見直すべきであり、組織は、よりスリムで簡素であるべきと考えます。

知事は、このことを理解し、組織運営を図るべきと指摘させていただきます。

最後に、地域医療の確保に関し、医療機関の広域連携について質問します。

従来は、医療機関ごとに完結した医療の提供を行うことができましたが、医師不足や医師の偏在が進む地方では、広域でその役割を分担しながら医療を提供し、地域医療を守ることが求められています。

答弁では、圏域ごとのすぐれた事例やデータの情報提供を行い、連携に向けた具体的な方策などを議論するとしていますが、21医療圏を同時に進めるのは難しいのではないかと思います。

私は、先行できる圏域をモデル地域に指定し、その中から全体を底上げすべきと考えますが、モデル地域の指定についての考えをお伺いし、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事。

○知事高橋はるみ君（登壇）北口議員の再質問にお答えをいたします。

最初に、日EU・EPAによる道産チーズへの影響についてであります。ソフト系チーズの枠数量は、需要が着実に拡大している国内消費の動向を考慮して設定されているものの、高品質で低価格なチーズの輸入も増加すると考えられますことから、それらと競合する道内の工房チーズ等への影響が懸念されるところであります。

このため、このたび国において措置された、原料乳の低コスト・高品質化を図る国産チーズの振興策を初め、畜産クラスター事業などの体質強化対策や経営安定対策を効果的に活用するとともに、道といたしましても、チーズを初めとする道産乳製品の消費拡大や、チーズ工房におけるHACCP対応への支援などの衛生対策、消費者ニーズに対応した品質向上などの取り組みを積極的に進め、道産チーズの競争力強化に努めてまいります。

次に、医療機関の広域連携についてであります。医療機関相互の機能分担や連携体制の構築を進めるためには、地域医療構想を踏まえ、地域の関係者が幅広く参加する地域医療構想調整会議において、十分な協議を行っていくことが重要であります。

道といたしましては、圏域ごとの調整会議において、すぐれた地域の事例やその効果などに関する情報提供を行いながら、病床機能の分化、医療機関相互の連携に向けた具体的な方策などについて、より積極的に議論に参画をし、地域の関係者の方々と具体的な議論を丁寧に積み重ねながら、地域の実情に即した医療提供体制の確保に取り組んでまいります。

以上であります。

○議長大谷亨君 北口雄幸君の質問は終了いたしました。

富原亮君。

○51番富原亮君（登壇・拍手）（発言する者あり）通告に従いまして、知事、教育長、警察本部長に質問してまいります。

初めに、沿岸地域が抱える課題であります。北朝鮮からの不審船への対応などについてであります。

昨年11月に、北朝鮮籍の漁船と見られる木造船が渡島半島沖の松前小島に漂着し、同船の乗組員が島内の漁業関連施設の備品などを持ち出したとして、窃盗容疑で逮捕される事件が発生したところであります。

このような案件が急増した背景には、北朝鮮籍の漁船が、我が国の排他的経済水域内で相次ぐ違法操業を繰り返していることがあるものと考えられますが、乗組員の1人が結核感染者であったこと、さらには、脱北者や工作人員ではないかとの臆測も広がったことから、道民の間に非常に大きな不安が広がる事態となりました。

このような事態は、テロや感染症対策など、その対応が多岐にわたる、まさに危機管理に関するものであり、道民の生命、財産を守るためには、あらゆる事態に対応が可能となるよう、庁内において、責任部署やそれに基づく指揮・命令系統などを明確にした上で、事態に対処すべきものであったと考えます。

昨年11月の漂着案件が発生した際、道はどのような体制で事態に対応したのか、また、その際

の課題などはどのようなものであったのか、認識を伺います。

このように、外国の不審船が容易に領土に接近し得る状況は、北朝鮮による日本人拉致事件が  
いまだ解決していない状況の中で、沿岸部の住民はもちろんのこと、多くの国民が不安を抱えて  
いるところであります。

言うまでもなく、我が国の領土、領海や排他的経済水域などにおいて、国民の生命、財産を守  
るためには、領海侵犯や違法操業などに対し、拿捕を含む強力な対抗措置を講ずるなど、一歩た  
りとも譲ることのない毅然とした強い姿勢で事態に臨むとともに、そもそもそのような状況に至  
らぬよう、平時における不審船等の監視・警備体制を強化し、万全の準備をしておくことが必要  
不可欠と考えます。

知事は、北海道東北地方知事会の代表として、国に対して、昨年12月18日に、漂着船に関する  
緊急要請を行ったものと承知しておりますが、国民、道民の生命、財産を守るといった観点か  
ら、このような事態に適切かつ迅速に対処するため、我が国の排他的経済水域などでの警備体制  
や、庁内における危機管理体制の充実強化に向け、道は、今後、どのように取り組んでいく考え  
なのか、見解を伺います。

次に、津波災害に強い地域づくりについてであります。

平成23年3月11日、三陸沖を震源域として発生した巨大地震は、東日本各地の沿岸域に大津波  
をもたらし、未曾有の大災害となりました。

この東日本大震災のつらい経験と厳しい教訓である、低頻度大規模災害にどう備えるかという  
ことを踏まえて、真に津波災害に強い国土・地域づくりを進め、最大クラスの津波が発生した場  
合においても、何としても人命を守るという考えのもと、ハード、ソフトの施策を柔軟に組み合  
わせて総動員させる多重防御の発想により津波防災を推進する、津波防災地域づくりに関する法  
律が平成23年12月に施行されました。

この法律では、国土交通大臣が策定した基本指針に基づき、都道府県知事が津波浸水想定の方  
定、公表を行い、津波災害警戒区域等の指定を行う旨が定められており、道は、昨年2月に、こ  
の法律に基づく日本海沿岸の津波浸水想定を初めて設定、公表いたしました。

法律によれば、津波浸水想定の方定の後、都道府県は津波災害警戒区域等の指定を行い、市町  
村は推進計画の方定を行うことになるものと思われ、この津波浸水想定の方定を受けて、津波被  
害対策に取り組んでいることと思います。

言うまでもなく、この法律は、ハード、ソフトの両施策の方定による多重防御により、何と  
しても人命を守るとの方定理念のもとで方定されたものであります。

巨大地震は、いつ何どき発生するか、誰も方定をすることはできません。

しかし、一たび発生したならば、北海道南西沖地震や東日本大震災のように、重大かつ深刻な  
結果をもたらします。だからこそ、その被害を最小限に食いとめるため、平時において、可能な  
限りの手段を尽くし、方定をしておく必要があります。

日本海沿岸に引き続き、他地域の津波浸水想定の方定を急ぎ、津波防災対策を早急に方定するべ

きと考えますが、今後、道及び市町村においてどのように取り組みを進めていくのか、伺います。

次に、外国資本による土地の買収についてであります。

我が国の土地制度は、従前より、土地を公益的な観点から守るためのルールが不十分であり、売買に関する規制が非常に緩い状態にあると言われております。

言うまでもなく、土地や森林、水といった国土資源は、我々の暮らしの基盤であり、また、資産でもあることから、憲法における財産権の保障との関係上、整理すべき課題は多いものの、土地の所有、利用のルールを法的に確立することは非常に重要であると考えます。

昨今の外資の進出による警戒感が強まる中で、道においては、平成24年に水資源保全条例を施行し、国においても、平成26年に、超党派の議員立法により、水循環基本法を制定したところですが、外資を規制する内容とまではなっていないところであり、また、安全保障面においても、我が国には、米国の外国投資及び国家安全保障法のように、公共の利益の観点から、公的に投資に介入できる法制度が存在しない状況にあります。

知事は、平成26年第2回定例会において、我が会派の同僚議員の質問に対し、外国資本などによる土地取引の規制に関する法令の整備に関して、全国知事会ともさらに連携するなど、要望の趣旨が早期に実現されるよう今後とも働きかけを行ってまいりたい旨の答弁をされております。

今後、人口減少に伴い、各地で、土地の管理や権利の放棄が進むと想定されている中で、水資源に限らず、安全保障を含めた、より高いレベルでの国土環境の保全を図るためには、国に対し、一刻も早い関係法令の整備を求めるべきと考えますが、道の認識と今後の対応について見解を伺います。

次に、食産業の振興に関して、まずは、水産加工関連事業者に対する支援についてであります。

近年、海洋環境の変化や、毎年のように発生する自然災害などにより、アキサケやサンマ、イカなどの主要魚種が著しく減少している状況にあります。

道は、本年1月末に、平成29年の漁業生産状況の速報値を公表いたしました。2年連続で100万トンを下回り、84万5000トンという、深刻な事態となっております。

こうした状況は、漁業者のみならず、水産加工業者を初めとした多くの関連産業の経営に対して、単なる懸念にとどまらず、現実的に大きな影響を与えているところであり、一刻も早い対策が求められているものと感じております。

こうした中、道は、昨年末に、金融支援や相談対応などを柱とした水産加工関連事業者に対する総合対策を発表したところであり、また、今定例会においては、増加傾向にあるイワシなどの資源の有効活用に向けた実態調査や、有識者検討会の開催に関する予算を提案しているものと承知しております。

これは、アキサケやサンマ、イカなどの主要魚種が減少する一方で、イワシについては、平成4年以来、25年ぶりに漁業生産が10万トンを超え、今後も水揚げの増加が期待されることから、



漁業者や水産加工業者に対し、こうした魚種への転換に対応するため、必要な情報を提供することを目的に行われているものであり、一刻も早く、現在の海洋環境に即した柔軟な対応を図り、地域経済を支える柱でもある水産加工業、観光業を初めとした関連産業を守るためにも、非常に重要な取り組みであると考えております。

しかしながら、こうした情報提供がなされても、その情報を実際に活用する水産加工業などの関連産業の方々が、現実的に新事業展開や新たな設備投資などに踏み切るといった判断に至るには、相当高いハードルがあるとも感じているところであり、単なる相談対応にとどまらない、きめ細やかな事業者に対する支援体制が必要であるとも感じております。

今後、水産加工関連事業者などに対する支援をどのように進めていく考えか、見解を伺います。

我が国の人口が減少傾向にある中、地域の主要産業である食産業の持続的発展を図るためには、国内外への販路拡大も喫緊の課題であります。

そのためには、国内の大消費地である首都圏などはもとより、今後も成長が期待できるASEAN諸国などにおいて、積極的に道産品の販路拡大を図ることが重要と考えます。

また、道では、2020年度をめどに、外国人観光客500万人の目標を掲げ、稼ぐ観光という意識の醸成を図ることとしており、外国人観光客に食と観光の情報を一体的に発信する取り組みも必要であります。

道では、平成29年度に、これらを目的とした事業を行ってきたと承知しておりますが、以下、それらの事業の成果と今後の取り組みについて伺います。

道では、道産品のアンテナショップであるどさんこプラザを、国内に8店舗、海外ではシンガポールに設置しています。

シンガポールでは、昨年11月に、どさんこプラザがリニューアルオープンし、同時期に、付加価値が高い道産食材を現地のレストランや百貨店などのバイヤーに紹介する商談会を開催したほか、12月には、タイのバンコクでも北海道フェアを開催されております。

シンガポールでの商談会やどさんこプラザについては、私も同僚議員とともに視察をさせていただきまして、どちらも盛況であったと思われませんが、これら海外事業の成果について伺います。

外国人観光客への販路拡大についてであります。道産品の販路拡大のためには、道内を訪れる観光客の方々、中でも、高い消費額を期待できる外国人観光客への売り込みが重要であると考えます。

特に、私の地元・道南にも、地域の特産品が集まり、多くの人を訪れる道の駅がございますが、この道の駅で外国人観光客に買い物を楽しんでもらうために、どさんこプラザ札幌店や倶知安店と連携した仕組みづくりを実施してきたと承知しておりますが、その実績についても伺いをいたします。

また、どさんこプラザ札幌店についてであります。国内外から札幌を訪れる多くの観光客

に、道内各地の特産品を知っていただき、購入していただくための重要な役割を果たしており、平成18年の設置以来、順調に運営されてきているとお聞きをしております。

ここには、北海道の観光情報を発信する観光情報館も設置されており、外国人観光客を初め、多くの方々が訪れ、相乗効果も高いとお聞きしております。

どさんこプラザ札幌店が、これまで、どのような取り組みをしてきたのか、お伺いをいたします。

御承知のとおり、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催され、この期間は特に世界の目が日本に注がれることと思います。

同時に、北海道の食を世界に発信するための絶好の機会であり、どさんこプラザ札幌店はもとより、他の店舗の果たすべき役割はますます重要になると考えます。

そこで、道として、オリンピック、パラリンピックで注目される首都圏において、今後、どのような取り組みを行われるのか、お伺いをいたします。

次に、文化財の保存と活用についてであります。

まず初めに、松前神楽について伺います。

松前神楽については、これまで、平成23年の予算特別委員会での質疑から始まり、昭和59年に指定を受けたアイヌ古式舞踊に続く2例目の重要無形民俗文化財の指定を目指すべく、代表質問や一般質問を通じて議論を深めてまいりました。

この間、道教委では、国の指定に向け、国の助言を受けながら、松前神楽北海道連合保存会や、松前、福島、函館、小樽の各保存会並びに関係する市町村教育委員会の協力を得て、専門家による調査委員会を設置され、本格的な作業、協議を進めてこられたと承知しております。

また、今年度に入ってから、道教委では、指定に向けて、文化庁とともに現地調査を行っており、これまでに対応いただいた関係の皆様への御努力に敬意を表する次第であります。

先般、国の審議会において、指定に向けて答申が出され、関連する報道もなされているところでございますけれども、本件について、現在、どのような状況にあるのか、教育長に伺います。

また、松前神楽の国の指定とあわせて、道内各地において、地域に根差した形で毎年行われている伝統的な祭りも貴重な文化財であると申し上げ、道南の各地域で受け継がれている古くからの祭りなどを例に挙げ、これらの伝統的な祭りの保存と伝承への取り組みについて、その当時は、年中行事などに関する風俗慣習に該当する伝統的な祭りでは、国及び道の指定となっているものはない状況で、文化財としての公的指定を目指すべく、議論をさせていただきました。

そして、この間、道教委は、関係市町村や団体などの協力を得て、道内の伝統的な祭りについて、広くその情報収集に努めるとともに、文化庁や有識者の方々の御意見も伺いながら、国、道の指定を視野に入れた取り組みを進めたいとの見解を示され、平成27年からは、祭り、年中行事などの風俗慣習に関する調査がなされ、北海道文化財保護審議会でも、それら調査結果をもとに、文化財指定に向けた取り組みが進められると承知しておりますけれども、どのような状況にあるのか、伺います。

文化財は、人々の生活や風土とのかかわりから生み出され、現在まで伝承されてきた貴重な財産であり、文化財を確実に次世代へ継承していくことは道民の責務であるというふうに考えます。

本道の社会情勢は急激に変化し、過疎化、少子・高齢化の進行により、地域の衰退が懸念され、豊かな伝統や文化が消滅の危機に立っているものと考えます。

このような状況を踏まえ、地域の歴史や文化を伝える貴重な文化資源を保全し、確実に次代に引き継いでいくため、道教委として、今後、どのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

最後に、サイバーテロについてお伺いをいたします。

近年、インターネットの普及によって、国民生活や社会経済活動の利便性が急速に向上し、今や、サイバー空間は我々の日常生活の一部となっております。

しかし、一方では、インターネットバンキングでの不正送金などのサイバー犯罪のほか、重要インフラの基幹システムを機能不全に陥れるサイバーテロ、官公庁や企業から機密情報を盗み取るサイバーインテリジェンスなどのサイバー攻撃が多発し、我々の生活の大きな脅威となっております。

本年1月には、日本の仮想通貨取引所のコインチェックが不正アクセスを受け、顧客の約26万人分、当時の時価換算で約580億円相当の仮想通貨が外部に不正送金される事案が発生しましたが、道内においても、昨年、企業が運営するウェブサイトのサーバーに海外から不正アクセスがあり、数十万人分の個人情報流出した可能性があるなど、サイバー空間の脅威は高まっており、あらゆるものがインターネットなどのネットワークに接続され始めている現代社会では、今後、国民生活への脅威がさらに深刻化することが予想されます。

道警察は、サイバー空間の脅威に対処するため、一昨年4月にサイバーセキュリティ対策本部を立ち上げ、対策を強化しているものと承知しております。

道内におけるサイバー犯罪などの傾向と、サイバー空間の脅威を減らすための取り組みについて、警察本部長にお伺いをいたしまして、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）富原議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、沿岸地域が抱える課題への対応に関し、まず、不審船への今後の対応などについてありますが、本道の沿岸に外国船が漂流、漂着した場合には、道として、市町村、海上保安庁、道警察など関係機関との緊密な連携協力のもと、情報の収集や共有を図るほか、想定される事象ごとに定めた計画、対応マニュアルに基づき、状況に応じて、入国管理に係る具体的な対応などを国や関係機関に要請することとしているところであります。

私といたしましても、このたびの漂着事案の発生に関し、国に対し、外国船による領海侵犯や違法操業などに対する毅然とした外交交渉、海上や沿岸における警備体制の強化などを要請したところであり、今後、不審船の漂流、漂着を想定した訓練を、関係機関と連携して早期に実

施するなど、さらなる体制の強化に努め、道民の皆様方の安全、安心の確保に万全を期してまいります。

次に、津波防災対策についてであります。道では、東日本大震災を契機として、平成24年に、国に先立ち、太平洋沿岸における最大クラスの津波を想定した浸水予測図を策定し、また、昨年2月には、法に基づき、日本海沿岸地域の津波浸水想定を設定したところであり、市町村では、これらを踏まえ、避難計画の策定やハザードマップの見直しなどに取り組んできているところでもあります。

今後、国から、新たな知見を踏まえた、日本海溝、千島海溝周辺の津波断層モデルが示されますことから、道といたしましては、それを受けて、速やかに、太平洋沿岸地域及びオホーツク海沿岸地域の新たな津波浸水想定を設定してまいる考えであります。

私といたしましては、道民の皆様方の生命を守ることを最優先に、避難計画の見直しなど、市町村の取り組みを支援するとともに、市町村を初め、関係機関と連携し、避難訓練や防災教育の取り組みを重ねるなどして、津波災害に強い地域づくりを進めてまいります。

次に、海外資本による土地の取引などについてであります。海外からの投資による土地の取得が、環境と調和が図られながら、地域との協力関係のもとになされる場合には、地域経済の活性化につながると認識をするものであります。

道では、本道の森林や水資源を将来にわたって引き継いでいくために、水資源保全条例を定め、適正な土地の利用の確保に努めてきているところであり、安全保障の観点から、防衛施設周辺などにおける土地取引の状況の確認などを行ってきたところでもあります。

今後とも、全国知事会などとも連携し、関係法令による規制や施策の充実強化を国に要望するほか、市町村を初め、関係機関と連携を一層強め、道民の安全、安心な暮らしの確保に向けた取り組みを進めてまいる考えであります。

次に、食産業の振興に関し、まず、水産加工関連事業者に対する支援についてであります。このたびの水産物の不漁に係る総合対策では、3月31日までを集中対策期間として、本庁と各振興局に相談窓口を設置したほか、これまで、振興局職員が個々の企業や業界団体を直接訪問し、融資制度などの支援施策を紹介するとともに、企業ニーズの把握に努めているところでもあります。

道といたしましては、今後とも、支援施策に関する事業者向け説明会や食関連の商談会を開催するほか、金融機関、試験研究機関など関係機関と連携しながら、水産加工業者を初め、関連事業者の経営の安定に向け、設備投資や新商品開発、販路拡大など、企業の実情に応じた、きめ細やかな支援に努めてまいる考えであります。

次に、海外のどさんこプラザについてであります。道では、昨年11月に、どさんこプラザシンガポール店を拡張し、生鮮加工品を中心に、取扱品目を大幅に増加したところ、売り上げが前年比で13%以上増加をいたしましたところでもあります。

このリニューアルと連動して、北海道プレミアム食材商談会を開催し、新たに出品したワイン

や水産加工品などを中心に、前回の約4倍となる成約額を見込んでいるところであり、良質な道産食品が、現地のバイヤーや消費者に定着しつつあるものと認識をいたします。

さらに、タイのバンコクでも、本年10月のどさんこプラザの開業に向けた北海道フェア&商談会を開催し、道産品の認知度の向上やニーズの把握、現地バイヤーとの関係の構築に努めているところであります。

私といたしましては、こうした海外のどさんこプラザのノウハウと構築したネットワークを効果的に活用し、ASEAN地域全体において、道産食品の販路拡大を積極的に進めてまいる考えであります。

最後に、首都圏における情報発信についてであります。現在、道では、売り上げが全国一のアンテナショップであるどさんこプラザ有楽町店を初め、首都圏に4カ所のどさんこプラザを設置し、道内各地の特産品の販売のほか、食と観光の情報を発信いたしているところであります。

こうした中、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックは、国内はもとより、海外の方々に、北海道の食と観光をPRする絶好の機会であると認識するものであります。

このため、これら情報発信のさらなる強化に向け、本年5月中旬をめどに、東京で最も人気の高いまちとされる吉祥寺の百貨店内に、首都圏で5店舗目となるどさんこプラザを設置する予定であります。

私といたしましては、東京オリンピック・パラリンピックを見据えて、どさんこプラザの機能とネットワークの拡充に努めながら、首都圏における、食と観光が一体となった情報発信機能のさらなる強化に努めてまいる考えであります。

なお、その他の御質問に関しましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総務部危機管理監橋本彰人君。

○総務部危機管理監橋本彰人君（登壇）沿岸地域が抱える課題への対応に関し、漂着船への対応などについてであります。昨年11月に、北朝鮮から来たと見られる船が松前小島に漂着した際には、まず、海上、海岸の警備を所管する海上保安庁と道警察が連携して、立入検査などの対応を行ったところであり、道では、市町村など関係機関と連携協力しながら、情報の収集に努めまるとともに、危機管理や入国管理のほか、水産関係や感染症対策を所管する部局間において、緊密に連絡をとり合いながら、対応に当たったところであります。

日本海に面した他県におきましても、漂着した船や遺体への対応などの問題が数多く発生してきており、また、今回の事案では、漂着者の不法行為、感染症対策など、前例のない事態への対応が求められたところでございます。

このため、道では、東北の各県と連携をし、国に対し、海上及び沿岸の警備体制の強化や、感染症対策の指針の明示を要請するなどし、道民の皆様方の安全、安心の確保に努めてきているところでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 経済部食産業振興監田辺利信君。

○経済部食産業振興監田辺利信君（登壇）道産品の販路拡大に関して、まず、外国人観光客への取り組みについてであります。外国人観光客の方々に地域の特産物を購入していただくためには、こうした商品が集まり、個人旅行を初めとした外国人客の立ち寄りが期待される各地の道の駅の活用が重要と考えております。

このため、道では、免税店となっているどさんこプラザ倶知安店と連携して、道南から千歳に至るルート上の道の駅を対象にした、外国人観光客のモデルツアーなどを実施し、受講者からは、品ぞろえや接客方法などの面で参考になったとの声が寄せられているところであります。

今後とも、こうしたどさんこプラザが持つノウハウを、道の駅を初めとする各地の事業者に提供し、地域ならではの食資源を生かして、幅広い産業が海外需要を獲得できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、どさんこプラザ札幌店についてであります。観光客など、多くの方々が訪れるどさんこプラザ札幌店は、各地の特産品の認知度を高め、販路を拡大する上で重要な役割を果たしており、道産品の一層の販売促進に向け、こうしたマーケティング支援機能を高めていくことが重要と認識しております。

このため、道では、昨年5月に、同店設置以来、初めてとなる大規模なリニューアルを行い、「ワインとチーズ」「道産日本酒と肴」などのテーマに応じて、食の楽しみ方を伝える実演コーナーや、海外からのお客様が円滑に免税手続を行うための専用カウンターを新設したほか、振興局、市町村などと連携して、地域の特産品を紹介するためのスペースを拡大するなど、機能強化に努めており、今年度の売上額は過去最高となる見込みであります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 教育長柴田達夫君。

○教育長柴田達夫君（登壇）富原議員の御質問にお答えをいたします。

文化財の保存と活用に関し、まず、国による松前神楽の指定についてでございますが、松前神楽については、平成26年度からの3年間の学術調査を経て、今年度、文化庁による現地調査などが行われ、本年1月には、国の文化審議会から、重要無形民俗文化財として指定するよう答申が出されたところであり、これを受けて、国においては、本日、松前神楽を重要無形民俗文化財として正式に指定を行ったところでございます。

このたびの指定は、昭和59年にアイヌ古式舞踊が指定されて以来、道内から、34年ぶり、2件目となる重要無形民俗文化財の指定となり、地元の関係者の皆様の長年にわたる御努力のたまものであると同時に、本道にとっても大変喜ばしいことであると思っております。

次に、道による無形民俗文化財の指定についてでございますが、道の指定基準におきましては、年中行事や祭りなどの風俗慣習、また、神楽や獅子舞などの民俗芸能、さらには、衣食住や生産、生業にかかわる民俗技術の三つの分野がございますが、これまでの指定は民俗芸能の分野のみでございましたことから、平成28年に、北海道文化財保護審議会から、これまで道の指定が

ない年中行事や祭りの分野についても幅広く調査を進める必要があるとの御意見をいただいたところでございます。

このため、道教委では、昨年8月に、年中行事や祭りに係る指定方針を策定いたしまして、現在、この方針に沿って、北海道文化財保護審議会において、候補案件についての協議をいただいているところであり、道教委といたしましては、この結果を踏まえ、早期に新たな指定を行うよう取り組んでまいり考えてございます。

最後に、文化財の保存と継承に向けた取り組みについてでございますが、これまで、道教委では、有形無形の文化財の調査や指定はもとより、国の指定を目指す地域、団体などの取り組みに対する支援や、子どもを対象とした民俗芸能の伝承、さらには、日本遺産の認定制度による文化財の発信や活用などに取り組んできたところでございます。

このような中、国では、文化財保護法の改正に向けた検討が進められており、昨年末には、国の審議会から、今後の方向性に関する答申が出され、この中で、文化財の指定など現行制度の一層の推進を図るほか、地域内の文化財を把握し、地域で協力して保存活用を進めるに当たり、都道府県がより積極的な役割を果たすべきであるとされたところでございます。

道教委としては、今後、こうした国の検討状況なども踏まえ、市町村と連携し、北海道文化財保護審議会の御意見を伺いながら、より効果的な文化財の保存と活用策について検討を進め、先人の営みを伝える文化財が、今後のまちづくりなどに生かされ、北海道命名150年という今このときを超えて、さらにこの先も着実に次の世代に継承されていくよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。（拍手）

○議長大谷亨君 警察本部長和田昭夫君。

○警察本部長和田昭夫君（登壇） 富原議員の御質問にお答えいたします。

サイバーセキュリティ対策についてでございますが、道警察に寄せられたサイバー犯罪等に関する相談の件数は、平成26年以降、急増し、昨年まで約4000件台で推移するとともに、昨年不正アクセスに関する相談の件数も549件と、5年前の2倍以上に増加しており、議員が御指摘のとおり、道内においても、不正アクセスによる企業の情報流出事案が発生し、そのほか、自治体のホームページ改ざん事案の発生も見られるなど、サイバー空間の脅威は深刻化しております。

このような情勢に加え、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の国際的なイベントに対するサイバー攻撃等を防止するため、道警察では、サイバー空間の脅威に対する対処能力の強化等を柱としたサイバーセキュリティ戦略を策定し、北海道地域情報セキュリティ連絡会など、産学官の連携による、サイバー空間の最新の情勢や脅威に関する情報共有、道民の情報セキュリティ意識の向上を図るための啓発活動、企業を対象とするサイバーセキュリティセミナーの実施などにより、サイバー空間の脅威の低減を図っているところであります。

道警察といたしましては、引き続き、あらゆる法令を駆使した取り締まりを行うとともに、関係機関・団体等と連携して、サイバー空間の安全の確保に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 富原亮君の質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

これをもって質疑並びに質問を終結いたします。

#### 1. 予算特別委員会の設置

##### 1. 議案の予算特別委員会付託

○議長大谷亨君 お諮りいたします。

日程第1のうち、議案第1号ないし第18号、第28号、第29号、第31号、第53号、第55号、第99号及び第101号ないし第114号については、本議会に46人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長大谷亨君 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

---

(上の議案付託一覧表は巻末**議案の部**に掲載する)

---

#### 1. 予算特別委員の選任

○議長大谷亨君 お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名いたしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長大谷亨君 御異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

---

(上の委員名簿は巻末**その他**に掲載する)

---

#### 1. 議案の少子・高齢社会対策特別委員会及び食と観光対策特別委員会付託

○議長大谷亨君 お諮りいたします。

議案第24号、第37号、第41号及び第42号については少子・高齢社会対策特別委員会に、議案第46号については食と観光対策特別委員会にそれぞれ付託することにいたしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長大谷亨君 御異議なしと認めます。



よって、そのように決定いたしました。

---

（上の議案付託一覧表は巻末**議案の部**に掲載する）

---

#### 1. 議案の常任委員会付託

○議長大谷亨君 次に、残余の案件につきましては、お手元に配付の議案付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

（上の議案付託一覧表は巻末**議案の部**に掲載する）

---

#### 1. 日程第2、会議案第1号

○議長大谷亨君 日程第2、会議案第1号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

田中芳憲君。

##### 1. 会議案第1号に関する説明

○50番田中芳憲君（登壇・拍手）（発言する者あり）ただいま議題となりました会議案第1号につきまして、提出者を代表いたしまして、その概要を御説明申し上げます。

会議案第1号北海道自転車条例案についてであります。本条例案は、平成29年1月より、全会派の構成員による検討を開始し、同年12月からは、検討会議において検討を進めてきたものであります。

今般、道議会の全ての会派の皆様の御賛同をいただき、全会派が共同して提出する運びとなったものであります。

この条例案は、環境への負荷の低減、道民の健康増進、観光の振興等に資するよう、自転車の活用及び安全な利用の推進に関し、基本理念を定め、道及び自転車利用者の責務等を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項等を定めることにより、自転車の活用等に関する施策の総合的な推進を図ることを目的としております。

次に、条例案の主な内容を御説明いたします。

道は、自転車の活用等の推進に関する総合的な施策を策定し、また、実施する責務を有するものとし、基本的施策として、道は、必要な体制を整備し、自転車交通安全教育の推進、普及啓発等の実施、サイクルツーリズムの推進を図るものとするほか、道路環境の整備などに努めるものとしております。

また、自転車利用者は、乗車用ヘルメットの着用や自転車損害賠償保険等の加入などに努めるものとし、自転車貸付業者、その他の自転車を事業の用に供する事業者については、その事業活動に係る自転車損害賠償保険等に加入するものとしております。

この条例の施行日についてであります。自転車貸付業者、その他の自転車を事業の用に供す

る事業者の自転車損害賠償保険等への加入に関する規定については、周知のための期間などを考慮して、平成30年10月1日から施行することとし、その他の規定につきましては、同年4月1日から施行することとしております。

道民はもとより、道外、国外の観光客が道内を自転車で安全に走行できるようにするとともに、自転車の活用を通じて、環境への負荷の低減や健康の増進、また、観光の振興等を推進していくためにも、この条例を制定することは大変意義深いものと考えます。

どうぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げ、提案説明を終わります。

ありがとうございました。（拍手）（発言する者あり）

#### 1. 会議案第1号の総合政策委員会付託

○議長大谷亨君 会議案第1号を総合政策委員会に付託いたします。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

3月9日の議事日程は当日御通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時55分散会